

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考		
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 39	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)	■	燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域	{5056}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2-2燃料集合体保管区域	—	—	—	—	—	—	○	—	本施設の臨界安全に係る設計について、本施設では、燃料集合体を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器に収納して貯蔵することにより担保する。第2加工棟■に設置する{5008}集合体輸送容器を本施設のその他の構成機器として取り扱う。	
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域			第2-3燃料集合体保管区域	—	—	—	—	—	—	○	—		本施設の臨界安全に係る設計について、本施設では、燃料集合体を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器に収納して貯蔵することにより担保する。第2加工棟■に設置する{5008}集合体輸送容器を本施設のその他の構成機器として取り扱う。
p. 39	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		燃料集合体保管区域 第2-3燃料集合体保管区域	{5057}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2-1燃料集合体保管区域	—	—	—	—	—	—	○	—		
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料集合体保管区域 第2-1燃料集合体保管区域			第2-4燃料集合体保管区域	—	—	—	—	—	—	○	—		本施設の臨界安全に係る設計について、本施設では、燃料集合体を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器に収納して貯蔵することにより担保する。第2加工棟■に設置する{5008}集合体輸送容器を本施設のその他の構成機器として取り扱う。
p. 39	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		燃料集合体保管区域 第2-4燃料集合体保管区域	{5059}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	5 ton 天井クレーン	—	—	—	—	—	—	○	—		
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備 天井クレーン	{5060}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備(輸送容器) 天井クレーン	—	—	—	—	—	—	○	—		本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱うことで担保する。
p. 39	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		分析試料貯蔵設備 試料保管棚	{5061}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	分析試料保管棚	—	—	—	—	—	—	○	—		
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		分析試料貯蔵設備 試料保管棚			開発試料保管棚	—	—	—	—	—	—	○	—		—
p. 39	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		開発試料貯蔵設備 試料保管棚	{5062}	へ. 核燃料物質の貯蔵施設	開発試料保管棚	—	—	—	—	—	—	○	—		
p. 67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		開発試料貯蔵設備 試料保管棚													

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排風機	{6001}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	排風機(301-F)	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統 I (部屋排気) 系統 II (部屋排気) 系統 III (部屋排気) 系統 IV (部屋排気) 系統 V (局所排気) 系統 VI (局所排気) 系統 VII (部屋排気) 系統 VIII (局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 排風機	{6002}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統)	排風機(302-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6003}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統)	排風機(303-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6004}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統)	排風機(304-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6005}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	排風機(305-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6006}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	排風機(306-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6007}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統)	排風機(307-F)	—	—	—	—	○	—	—
				{6008}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	排風機(308-F)	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	高性能エアフィルタ(排風機室側)	{6009}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	フィルタユニット(FU-401)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統 I (部屋排気) 系統 II (部屋排気) 系統 III (部屋排気) 系統 IV (部屋排気) 系統 V (局所排気) 系統 VI (局所排気) 系統 VII (部屋排気) 系統 VIII (局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 高性能エアフィルタ	{6010}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統)	フィルタユニット(FU-402)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6011}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統)	フィルタユニット(FU-403)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6012}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統)	フィルタユニット(FU-404)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6013}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット(FU-405)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6014}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	フィルタユニット(FU-406)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6015}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統)	フィルタユニット(FU-407)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6016}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	フィルタユニット(FU-408)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	高性能エアフィルタ(設備側)	{6017}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統 V	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統 V (局所排気) 系統 VI (局所排気) 系統 VIII (局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 高性能エアフィルタ	{6018}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統 VI	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。
				{6019}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統 VIII	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	—	—	—	—	○	—	高性能エアフィルタをフィルタユニットに取り付ける。 本施設の一部である{6019-2}気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) フィルタユニット(設備排気用)は、第2次申請で部分撤去する。第2次申請で部分撤去しない部分(本施設)は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(高性能エアフィルタ(フィルタボックス)~排風機)	{6020}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間)	{6021}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(上記以外)	{6022}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(上記以外)	{6023}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 排気ダクト	{6024}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
		系統I (部屋排気)		{6025}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
		系統II (部屋排気)		{6026}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
		系統III (部屋排気)		{6027}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	本施設の一部である{6027-2}気体廃棄設備No.1 系統VIII(局所排気系統)ダクトは、第2次申請で部分撤去する。第2次申請で部分撤去しない部分(本施設)は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備No.1全体の適合性確認を行う。
		系統IV (部屋排気)													
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6028}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6029}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統I (部屋排気)		{6030}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統II (部屋排気)		{6031}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統III (部屋排気)		{6032}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統IV (部屋排気)		{6033}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統V (局所排気)		{6034}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統VI (局所排気)		{6035}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統VII (部屋排気)		{6036}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
		系統VIII (局所排気)		{6036-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
				{6036-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
				{6036-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込めダンパー	{6037}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I (部屋排気) 系統II (部屋排気) 系統III (部屋排気) 系統IV (部屋排気) 系統V (局所排気) 系統VI (局所排気) 系統VII (部屋排気) 系統VIII (局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込めダンパー	{6038}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6039}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6040}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6041}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6042}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6043}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6044}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6045}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I系統II系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6045-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6045-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6045-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気ファン	{6046}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I系統II系統V (給気系統)	給気ユニット(201AC)	—	—	—	—	○	—	給気ファンを含む。
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 給気ファン	{6046-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統)	給気ユニット(202AC)	—	—	—	—	○	—	給気ファンを含む。
				{6046-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット(203SU)	—	—	—	—	○	—	給気ファンを含む。
				{6046-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統)	給気ユニット(204AC)	—	—	—	—	○	—	給気ファンを含む。
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気ダクト	{6047}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I系統II系統V (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 給気ダクト	{6047-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
				{6047-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
				{6047-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	第2-1作業支援室のダクトを含む。
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	負圧計	{6048}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	差圧計	—	—	—	—	○	—	第2-1作業支援室の差圧計を含む。
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 負圧計												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排風機	{6049}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-1排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 排風機	{6050}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-1排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	No.2 排風機	—	—	—	—	○	—
				{6051}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-2排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.3 排風機	—	—	—	—	○	—
				{6052}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-2排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.4 排風機	—	—	—	—	○	—
				{6053}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-2排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.5 排風機	—	—	—	—	○	—
				{6054}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-2排風機室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.6 排風機	—	—	—	—	○	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	高性能エアフィルタ(排風機室側)	{6055}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 高性能エアフィルタ	{6056}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6057}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.5 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6058}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.8 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	高性能エアフィルタ(設備側)	{6059}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.3 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 高性能エアフィルタ	{6060}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	No.4 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6061}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.6 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6062}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	No.7 フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排気ダクト(高性能エアフィルタ(フィルタボックス)~排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第2類設備・機器及び避難経路に影響する区間)	{6063}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	系	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
				{6064}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	系	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排気ダクト(上記以外)	{6065}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	系	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 排気ダクト	{6066}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	系	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	閉じ込め弁	{6067}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1 (部屋排気) 系統2 (局所排気) 系統3 (局所排気) 系統4 (局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 閉じ込め弁	{6068}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
				{6069}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
				{6070}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
				{6071}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	閉じ込めダンパー	{6072}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1 (部屋排気) 系統2 (局所排気) 系統3 (局所排気) 系統4 (局所排気)	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 閉じ込めダンパー	{6073}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6074}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6075}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
				{6076}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	給気ファン	{6077}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1-1 排風機室	W 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ユニット	—	—	—	—	○	—	給気ファンを含む。
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 給気ファン												
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	給気ダクト	{6079}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	W 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 給気ダクト												
p. 40	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	負圧計	{6080}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2	差圧計	—	—	—	—	○	—	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 負圧計												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	第1廃液処理設備	{6081}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	—	—	—	—	○	—	流し、設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ)液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿装置 遠心分離機 貯槽	{6082}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.2	—	—	—	—	○	—	流し、設備内配管を含む。
				{6083}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.3	—	—	—	—	○	—	流し、設備内配管を含む。
				{6084}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.4	—	—	—	—	○	—	流し、設備内配管を含む。
				{6087}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6088}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6089}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6090}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.4	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6091}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6092}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6093}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6094}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6095}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6096}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6097}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6098}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽 No.4	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6099}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	分析廃液処理設備	{6100}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ)液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 凝集沈殿装置	{6100-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6101}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	—	—	—	—	○	—	—
				{6102}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（液体廃棄物処理工程）	第2加工棟	開発室廃液処理設備	{6103}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	—	—	—	—	○	—	流し、設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ロ）液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿装置 遠心分離機 貯槽	{6104}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	遠心分離機	—	—	—	—	○	—	架台、設備内配管を含む。
				{6105}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	貯槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6106}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（液体廃棄物処理工程）	第2加工棟	第2廃液処理設備	{6107}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ロ）液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 貯留設備 貯槽	{6108}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽 No. 2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6109}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	凝集槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6110}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6110-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6111}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6111-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6112}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	加圧脱水機	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6113}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	—	—	—	—	○	—	—
				{6114}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6115}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6117}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽 No. 1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6118}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—
				{6119}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
{6120}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。				
{6121}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。				
{6122}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。				
{6123}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	配管	—	—	—	—	○	—	—				

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（子）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（液体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃液処理設備	{6124}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ロ）液体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 貯槽	{6125}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6126}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	タンク No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6127}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	タンク No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6128}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	タンク No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6129}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	ろ過機	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6130}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	圧搾脱水機	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6131}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	—	—	—	—	○	—	—
				{6132}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	受水槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6133}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	貯留槽 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6134}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	貯留槽 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6135}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	貯留槽 No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6136}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 1廃棄物処理室	W	W1廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（子）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（液体廃棄物処理工程）		保管廃棄設備	{6137}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設			保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-5-1
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ロ）液体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備													

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	焼却炉	{6138}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	—	—	—	—	○	—	{6138-2} 失火検知機構、{6138-3} 過加熱防止機構、{6138-4} 圧力逃がし機構、{6138-5} 可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。焼却設備架台を含む。
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ハ）固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却炉												本施設を固定する焼却設備架台には、{6139} 焼却設備 バグフィルタ、{6140} 焼却設備 投入プッシュヤを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、本施設に含めて行うこととする。
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	失火検知機構	{6138-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	失火検知機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{6138} 焼却設備 焼却炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	過加熱防止機構	{6138-3}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{6138} 焼却設備 焼却炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	圧力逃がし機構	{6138-4}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{6138} 焼却設備 焼却炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス配管	{6138-5}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{6138} 焼却設備 焼却炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	焼却炉	{6139}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	—	—	—	—	○	—	焼却設備架台を含む。本施設を固定する焼却設備架台には、{6138} 焼却設備 焼却炉、{6140} 焼却設備 投入プッシュヤを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{6138} 焼却設備 焼却炉に含めて行うこととする。
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ハ）固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却炉	{6140}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	投入プッシュヤ	—	—	—	—	○	—	焼却設備架台を含む。本施設を固定する焼却設備架台には、{6138} 焼却設備 焼却炉、{6139} 焼却設備 バグフィルタを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{6138} 焼却設備 焼却炉に含めて行うこととする。
				{6141}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	—	—	—	—	○	—	—
				{6142}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	—	—	—	—	○	—	—
				{6143}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	投入リフタ	—	—	—	—	○	—	—
				{6144}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	急冷塔	—	—	—	—	○	—	—
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（固体廃棄物処理工程）	第1廃棄物貯蔵棟	湿式除染機	{6145}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	—	—	—	—	○	—	—
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（ハ）固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	{6146}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	—	—	—	—	○	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	乾式除染機	{6147}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	乾式除染機	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	乾式除染機												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6148}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェーンブロック	—	—	—	—	○	—	本施設は、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン2式のうち、W1廃棄物処理室に設置する1式とする。
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	ホイストクレーン												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6149}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W 1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェーンブロック	—	—	—	—	○	—	本施設は、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン2式のうち、第1廃棄物貯蔵室に設置する1式 ^(※) とする。 (※)第1廃棄物貯蔵棟は多層階のため、設置する1式の内訳は、1階-2階間搬送用1台、2階-3階間搬送用1台とする。
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W 1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第3廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6151}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェーンブロック	—	—	—	—	○	—	本施設は、加工事業変更許可申請書で第3廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン1式のうち、第3廃棄物貯蔵室に設置する1式 ^(※) とする。 (※)第3廃棄物貯蔵棟は多層階のため、設置する1式の内訳は、1階-2階間搬送用1台、2階-3階間搬送用1台とする。
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6153}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	—	○	—	—
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6154}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	—	○	—	—
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備												
p. 41	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6155}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-1
p. 85	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備	{6156}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-2
				{6157}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-3
				{6158}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-4
				{6159}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-5
				{6160}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-6
				{6161}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-7
				{6162}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-8
				{6163}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表ト-2-9

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ	{7001}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	{7003}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	エアスニファ	{7004}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	エアスニファ(管理区域内)	—	—	—	—	—	○	—	第2-1作業支援室のエアスニファを含む。
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	エアスニファ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	{7005}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(管理区域内)	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ダストモニタ	{7006}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	ダストモニタ(換気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—	サンプリング用配管を含む。
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ダストモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ	{7008}	チ.放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表チ-2-1加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7008}で取り扱うこととする。
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ	{7009}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7009}で取り扱うこととする。
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	{7010}	チ.放射線管理施設	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1-3貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1-3貯蔵棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7010}で取り扱うこととする。
p. 87	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ												
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	放射線監視盤	{7011}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている放射線監視盤<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7011}で取り扱うこととする。
p. 87	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線監視盤	{7012}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている放射線監視盤<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7012}で取り扱うこととする。
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線監視盤												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	{7013}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている放射線監視盤<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7013}で取り扱うこととする。
p. 87	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	{7013}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.42、p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている放射線監視盤<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7013}で取り扱うこととする。
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第2加工棟	エアスニファ	{7022}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	エアスニファ(排気口)	—	—	—	—	—	○	—	固定ろ紙自動交換式を含む。
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	エアスニファ	{7023}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(排気口)	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ												
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第2加工棟	ダストモニタ	{7024}	チ.放射線管理施設	第2加工棟	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—	サンプリング用配管を含む。
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ダストモニタ	{7025}	チ.放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—	サンプリング用配管を含む。
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ												
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	屋外	モニタリングポスト	{7026}	チ.放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.1	—	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表チ-2-1
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類			屋外	モニタリングポスト	{7027}	チ.放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.2	—	—	—	—	○	—
p. 88	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	モニタリングポスト			{7027-2}	チ.放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤(モニタリングポスト)	—	—	—	—	○	—
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(非常用電源設備)	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備	{8001}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備 No.1	非常用発電機	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。
p. 89	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(1)非常用電源設備	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備	{8003}	リ.その他の加工施設	屋外	非常用電源設備 No.2	非常用発電機	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(非常用電源設備)	屋外	非常用電源設備												
p. 89	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(1)非常用電源設備	屋外	非常用電源設備	{8005}	リ.その他の加工施設	屋外	非常用電源設備A	非常用発電機	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2)【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を含む。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)))に付属するマイクとする。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第4次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。
				{8007-12}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))のアンプである。 第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイクは、本施設に接続する。 第5次申請では、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)))に付属するマイクとする。
				{8007-13}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)であり、第4次申請で適合性確認を行う。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1-3貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-2}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1-3貯蔵棟	所内通信連絡設備												

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	○	—	
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備												
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第5廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第4次申請で適合性確認を行う。 本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-6}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	○	○	—	

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2)【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-8}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。
				{8007-10}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	—	○	—	○	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、{8007-2}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))のアンプである。 第1加工棟に設置するマイクは、本施設に接続する。 第5次申請では、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	屋内、屋外	所外通信連絡設備	{8008}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	—	—	○	—	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所外通信連絡設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を含む。 本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第2加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	—	—	○	—	本施設の受信機は、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第1廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	—	—	○	—	本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第1加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-6}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-7}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の受信機である。
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第1-3貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-7}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	—	—	○	—	本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第1加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第1-3貯蔵棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	—	—	—	—	○	—	本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）であり、第2加工棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第2加工棟	消火器	{8010}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂（消火用）をその他の構成機器として含む。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第1廃棄物貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）	第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（3）消火設備及び火災感知設備	第3廃棄物貯蔵棟	消火器												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第5廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-4}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第5廃棄物貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1加工棟	消火器	{8010-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1加工棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1-3貯蔵棟	消火器	{8010-6}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第1-3貯蔵棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	—
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	発電機・ポンプ棟	消火器												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	—	—	—	—	○	—	本施設は、詳細設計の結果、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤がある第2加工棟にのみ設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	消火栓	{8012}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	—	—	—	—	○	—	本施設は、第2加工棟に設置する消火設備 屋内消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。第5次申請では、屋内消火栓による消火活動に必要な機器(消火栓配管 ^(※) 、消火栓ポンプ ^(※※) 、消火栓水槽 ^(※※))の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。(※)消火栓配管には、第4次申請で仮移設する{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を含む。(※※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	消火栓												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	屋外	消火栓	{8012-2}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	—	—	○	—	本施設は、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8012-4}消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設する{8012-3}消火設備 屋外消火栓を含む。管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)である。第5次申請では、屋外消火栓による消火活動に必要な機器(消火栓配管 ^(※) 、消火栓ポンプ ^(※※) 、消火栓水槽 ^(※※))の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。(※)消火栓配管には、第3次申請で仮移設する{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設する{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を含む。(※※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登録する。本表では、それら①及び②に登録する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8013}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8013}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8014}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8014}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8015}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8015}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8016}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.1	—	—	—	—	○	—	スクラバーを含む。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8016}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8017}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.2	—	—	—	—	○	—	スクラバーを含む。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8017}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												
p.44	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8018}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.3	—	—	—	—	○	—	スクラバーを含む。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8018}で取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8019}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8019}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8020}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8020}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8021}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8021}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8022}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8022}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8023}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8023}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 プレス	{8024}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 粉末取扱試験設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8024}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	加熱炉	—	—	—	—	○	—	{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{8025-3}空気混入防止機構、{8025-4}失火検知機構、{8025-5}過加熱防止機構、{8025-6}圧力逃がし機構、{8025-7}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p.44, p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 試験開発炉<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8025}で取り扱うこととする。
p.91	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ.加工設備本体の構造及び設備(ハ)成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉												
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素配管含む)	{8025-2}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	失火検知機構	{8025-4}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	失火検知機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p.44	ロ.加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	可燃性ガス配管	{8025-7}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） ⁽²⁾						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	燃料開発設備 小型零囲気可変炉	{8026}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型零囲気可変炉	—	—	—	—	○	—	{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）、{8026-3}空気混入防止機構、{8026-4}過加熱防止機構、{8026-5}圧力逃がし機構、{8026-6}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設<p. 45, p. 91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 試験開発炉<p. 52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8026}で取り扱うこととする。	
p. 91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（ハ）主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備													
p. 52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備（ハ）成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉													
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	{8026-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	—	—	—	—	—	○	—		本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	—	—	—	—	○	—		本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。	
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。	
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 45	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（分析・試験開発設備）	第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉の付属設備とする。	
—	— (施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（緊急設備）	第2加工棟	避難通路	{8027}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1	
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（4）緊急設備	第2加工棟	避難通路													
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（緊急設備）	第1-3貯蔵棟	避難通路	{8028}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	—	
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（4）緊急設備	第1-3貯蔵棟	避難通路													
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造（チ）安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設（緊急設備）	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-2}緊急設備 非常用照明を含む。	
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備（イ）非常用設備の種類（4）緊急設備	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-3}緊急設備 誘導灯を含む。	

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030}	リ.その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030-2}	リ.その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	—
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	—
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033}	リ.その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034}	リ.その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	避難通路	{8035}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	避難通路												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036}	リ.その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2}	リ.その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	—
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037}	リ.その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2}	リ.その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038-2}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039}	リ.その他の加工施設	屋外 連続焼結炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2}	リ.その他の加工施設	屋外 試験開発炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041}	リ.その他の加工施設	屋外 連続焼結炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041-2}	リ.その他の加工施設	屋外 試験開発炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)	{8042}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	—	—	—	—	○	—	本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護壁	{1012}	リ.その他の加工施設	第1加工棟北側屋外	防護壁	防護壁 No.1	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-3-1 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている緊急設備である本施設<p.46、p.90>は、詳細設計の結果、{1012}防護壁 防護壁 No.1<p.24>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{1012}で取り扱うこととする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	防護壁												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防火ダンパー	{8045}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防火ダンパー												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(水素ガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046-2}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(水素ガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(プロパンガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047-2}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(プロパンガス)												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁又は防護柵												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁	{8049}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁												

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	堰、密閉構造扉(溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	堰、密閉構造扉												
p.46	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	漏水検知器	{8052}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	漏水検知器												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー	{8053}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知機構(都市ガス)												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—	本施設は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057}	リ.その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—	本施設は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防水カバー	{8058}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防水カバー												
p.47	ロ.加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—	—
p.90	ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー												

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	緊急遮断弁(冷却水)	{8061}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で発電機・ポンプ棟に設けているとしている本施設<p. 47, p. 90>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けているとしている緊急遮断弁(冷却水)<p. 47>、加工事業変更許可申請書で屋外、第1廃棄物貯蔵棟に設けているとしている上水送水用緊急遮断弁<p. 47, p. 90>の溢水拡大防止のために水の供給を遮断する機能を持つ設計とする。このため、加工事業変更許可申請書では別施設の取扱いであるこれらの施設を同一物として1つの管理番号{8061}で取り扱うこととし適合性確認を行う。 本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外、第1廃棄物貯蔵棟	上水送水用緊急遮断弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟、屋外	緊急遮断弁(第1廃棄物貯蔵棟用上水送水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護板	{8062}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
p. 47	ロ. 加工施設の一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	{7014}	子.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	{7015}	子.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016}	子.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	—	—	—	—	○	—	試料取扱フードを含む。 加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている低バックグラウンドカウンタ<p.88>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7016}で取り扱うこととする。
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7017}	子.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	サーベイメータ	—	—	—	—	—	○	—	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	{7017}	子.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	サーベイメータ	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外に設けるとしているサーベイメータ<p.88>と一式で取り扱う物とする。一式で取り扱う物に対しては、1つの管理番号{7017}で取り扱うこととする。
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	サーベイメータ	{7018}	子.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	熱蛍光線量計(TLD)	—	—	—	—	—	○	—	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	熱蛍光線量計(TLD)	{7018}	子.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	熱蛍光線量計(TLD)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設<p.87>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で屋外に設けるとしている熱蛍光線量計(TLD)<p.88>と一式で取り扱う物とする。一式で取り扱う物に対しては、1つの管理番号{7018}で取り扱うこととする。
p. 88	へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	熱蛍光線量計(TLD)	{7019}	子.放射線管理施設	第2加工棟	放射線測定装置	—	—	—	—	—	○	—	
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線測定装置	{7019}	子.放射線管理施設	第2加工棟	放射線測定装置	—	—	—	—	—	○	—	α線測定装置、β線測定装置、γ線測定装置を含む。
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	{7020}	子.放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 87	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	{7021}	子.放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	可搬式ダストサンプラ	{7030}	子.放射線管理施設	屋外	可搬式ダストサンプラ	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	気象観測装置	{7033}	子.放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	警報集中表示盤	{7037}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—	—

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾			設工認における施設名称						設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(口)屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	警報集中表示盤	{7038}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	—	○	—
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(口)屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	警報集中表示盤	{7039}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	—	○	—
p. 88	(安全機能を有する施設として記載なし) へ. 放射線管理施設の構造及び設備(口)屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	警報集中表示盤	{7040}	リ.その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-15}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-16}	リ.その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	—	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-17}	リ.その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	—	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-19}	リ.その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	—	—	—	—	—	○	—
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-20}	リ.その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	—	○	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾			設工認における施設名称						設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	屋外	所内通信連絡設備	{8007-21}	リ. その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	—	—	○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク ^(※) から試験放送を行うことにより、本加工施設における事業所内建物間における相互の放送の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p. 89	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓	{8012-8}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	—	—	—	—	○	—	屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	避難通路	{8035-2}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-4}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	—	—	—	—	○	—	加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-5}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-6}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁(水素ガス) 緊急遮断弁(プロパンガス) 緊急遮断弁(都市ガス)	{8042-2}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	感震計	—	—	—	—	○	—	本施設により、地震加速度を検知し、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)を自動的に作動させる。また、地震加速度を検知し、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を作動させる設計についても本施設を用いることとする。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	大型外扉	{8063}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1加工棟	外扉	{8064}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	遮水板	{8065}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	—	—	—	—	○	—	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登録する。本表では、それら①及び②に登録する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾			設工認における施設名称						設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】															
(3) 改造及び新規基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備	{8066}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	分析設備	—	—	—	—	—	○	—	γ線スペクトロメータ、ガス分析装置、ピロハイドロシス装置、乾燥器、光電分析装置、質量分析計、重量測定装置、水素分析装置、炭素・硫黄分析装置、窒素分析装置、発光分光分析装置、ICP 質量分析装置を含む。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	計量設備	{8068}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設は、質量制限を担保するための質量測定を行う秤量器とする。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第1加工棟	計量設備	{8068-2}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	計量設備	固体廃棄物中ウラン量測定装置	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設<p. 91>は、固体廃棄物中のウラン量を測定するための装置であり、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている放射線測定装置<p. 87>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8068-2}で取り扱うこととする。
p. 87	ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	放射線測定装置												
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	{8069}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	—	—	—	—	○	—	電子顕微鏡、金属顕微鏡、実体顕微鏡、微小硬度計、金蒸着装置、カーボン蒸着装置、乾式密度計を含む。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	—	—	—	—	○	—	熱分析装置を含む。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	{8071}	リ. その他の加工施設	—	運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	—	—	—	—	—	○	—	搬送設備 パレットトラック(第2加工棟)、搬送設備 マンリフタ(第2加工棟)、搬送設備 2.5t フォークリフトNo.1、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.1、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.2、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.3、搬送設備 パレットトラックNo.1、搬送設備 パレットトラックNo.2は、当該設備を使用する設備のその他の構成機器として含める。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	{8072}	—	—	高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	—	—	—	○	○	○	—	[第3次申請]表へ-2-1 [第4次申請]表へ-2-1、表ト-4-1 敷地内の高圧ガス貯蔵施設のうち、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)の移設先については、第3次申請以降の外部火災評価で説明する。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	ガス供給施設	{8073}	リ. その他の加工施設	—	ガス供給施設	—	—	—	—	—	○	—	圧縮空気供給施設、アンモニア分解設備を含む。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	危険物貯蔵施設(油、薬品等)	{8074}	—	—	危険物貯蔵施設(油、薬品等)	—	—	—	○	○	○	—	[第3次申請]表へ-2-1 [第4次申請]表へ-2-1、表ト-4-1 敷地内の危険物貯蔵施設(油、薬品等)については、第3次申請以降の外部火災評価で説明する。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	受電施設	{8075}	—	—	受電施設	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表へ-2-1 加工事業変更許可申請書で外部からの衝撃(落雷)による損傷の防止の対策として設置する避雷針については、第2加工棟の建物本体の一部を構成する施設とする。このため、避雷針には個別の管理番号は付与せず、避雷針を包含する第2加工棟の管理番号{1002}で取り扱うこととする。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 ⁽³⁾ 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	空調施設	{8076}	リ. その他の加工施設	—	空調施設	—	—	—	—	—	—	○	—	
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	給水及び循環水設備	{8077}	リ. その他の加工施設	—	給水及び循環水設備	—	—	—	—	—	—	○	—	冷却水施設を含む。
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材)	{8078}	リ. その他の加工施設	—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材)	—	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 91	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	—	緊急対策本部	{8079}	リ. その他の加工施設	—	緊急対策本部	—	—	—	—	—	—	○	—	—

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登録する。本表では、それら①及び②に登録する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考		
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—	
【撤去する加工施設 ⁽⁴⁾ 】																
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 3	(安全機能を有する施設として記載なし) ロ. 建物の構造	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	{1014}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-2-1	
p. 21	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	第2加工棟	燃料集集体一時保管設備 燃料集集体保管ラックE型	{5063}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	燃料集集体保管ラックE型 No.1	—	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表ヘ-16-1	
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5064}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1貯蔵容器保管設備	第1-1貯蔵容器保管区域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-3-1 鋼製パレット、ストッパを含む。
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5065}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1燃料集集体保管設備	第1-1燃料集集体保管区域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-4-1 ストッパを含む。
p. 20	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5066}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末・ペレット貯蔵容器I型	粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表ヘ-3-2
p. 21	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5067}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	—	○	—	—	—	—	—	[第2次申請]表ヘ-2-1
p. 21	(安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5067-2}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器	—	○	—	—	—	—	—	[第2次申請]表ヘ-2-2
p. 29 (p. 3-5)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) フィルタボックス	{6019-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表ト-2-1 本施設は、{6019}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) フィルタユニット(設備排気用)の一部であり、第2次申請で部分撤去する。 なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。	
p. 29 (p. 3-5)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) ダクト	{6027-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)	ダクト	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表ト-2-2 本施設は、{6027}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) ダクトの一部であり、第2次申請で部分撤去する。 なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。	
p. 30 (p. 3-6)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	第1廃液処理設備 凝集沈殿装置	{6085}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-2 混合室	第1廃液処理設備	流し No.2-1	—	—	—	—	○	—	—	
p. 30 (p. 3-6)	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮における記載を含む)	第2加工棟	第1廃液処理設備 凝集沈殿装置	{6086}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-2 混合室	第1廃液処理設備	流し No.2-2	—	—	—	—	○	—	—	

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【撤去する加工施設 ⁽⁴⁾ 】															
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 30	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ)液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	分析廃液処理設備	{6102-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	貯槽	—	—	—	—	○	—	—
p. 41	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	第2廃液処理設備	{6116}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
p. 83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ)液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置												
p. 30	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ)液体廃棄物の廃棄設備			{6137-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-3-1
p. 31	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ハ)固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	固体廃棄物処理設備(第1廃棄物貯蔵棟)	{6147-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	切断設備	高速切断機	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類	(加工施設に設ける)	非常用通報設備 火災警報設備	{8009-10}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類	(加工施設に設ける)	消火設備 消火器	{8010-8}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 33 (p. 3-51)	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(チ. その他の安全設計(ハ)事故時に対する考慮における記載を含む)	(加工施設に設ける)	非常用設備 非常灯	{8038-3}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表リ-2-1
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	電気炉	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.4	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	計量設備架台No.12	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 一式	{8069-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	—	—	—	—	○	—	アーク炉、赤外線加熱炉、X線回折装置、気孔分布測定装置、強度試験機、高温顕微硬度計を含む。
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 一式	{8070-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	—	—	—	—	○	—	熱伝導度測定装置、比熱測定装置、比表面積測定装置、融点測定装置、クリープ試験機を含む。

添 1 表 2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登録する。本表では、それら①及び②に登録する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【撤去する加工施設 ⁽⁴⁾ 】															
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 一式	{8070-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 13	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 一式	{8070-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No. 14	—	—	—	—	○	—	—
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8080}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-1
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8081}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-2
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8082}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-3
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8083}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-4
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8083-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	試験設備フード	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-5
p. 33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第3開発室	試験開発設備 一式	{8083-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 作業支援室 第2-1	試験開発設備	試験設備ベース	—	○	—	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-6

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】◇：仮移設する申請時期、○：仮移設から復旧し本設する申請時期。

加工事業変更許可における施設名称 ⁽¹⁾				設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) ⁽²⁾						備考
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【仮移設する加工施設 ⁽⁵⁾ 】															
(5) 仮移設を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 42	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-9}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	◇	—	(○)	—	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))としてその適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	第2加工棟	所内通信連絡設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-9}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	◇	—	(○)	—	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)としてその適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動火災報知設備												
p. 43	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	屋外	消火栓	{8012-3}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	◇	—	(○)	—	[第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、第1加工棟 屋外に設置する1台(消火栓No.6)である。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。
p. 89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓												
				{8012-4}	リ. その他の加工施設	屋外(第2加工棟西側)	消火設備	屋外消火栓	—	◇	—	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、1台(消火栓No.12)である。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。
				{8012-5}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	◇	—	(○)	—	[第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。
				{8012-6}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	—	◇	(○)	—	[第4次申請]表リ-2-1 第4次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。
p. 46	ロ. 加工施設の一般構造(子)安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	—	◇	—	(○)	—	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8029}緊急設備 非常用照明としてその適合性確認を行う。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	非常用照明、誘導灯												
				{8029-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	—	◇	—	(○)	—	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、{8029-4}緊急設備 誘導灯としてその適合性確認を行う。

添1 参考資料1 先行して申請した設工認における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

添1 表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
核燃料物質 の貯蔵施設		輸送容器搬送コン ベア No. 1-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		輸送容器搬送コン ベア No. 1-2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
核燃料物質 の貯蔵施設			粉末缶移載装置 No. 1-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 1-2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末缶搬送コンベ ア No. 1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		輸送容器搬送コン ベア No. 2-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		輸送容器搬送コン ベア No. 2-2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 2-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 2-2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末缶搬送コンベ ア No. 2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設			原料保管設備D型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-2 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
核燃料物質 の貯蔵施設		原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカク レーン	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設		原料搬送設備 No. 2	粉末缶コンベア	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
核燃料物質 の貯蔵施設		原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
核燃料物質 の貯蔵施設		原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—	
核燃料物質 の貯蔵施設		原料保管設備 E 型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-2 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7	
核燃料物質 の貯蔵施設			原料保管設備 E 型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設			原料保管設備 E 型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
核燃料物質 の貯蔵施設		原料保管設備 E 型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—		
核燃料物質 の貯蔵施設		原料保管設備 E 型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—		
核燃料物質 の貯蔵施設			保管容器 F 型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設			保管容器 F 型 (中性 子吸収板 I 型内蔵 型)	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
核燃料物質 の貯蔵施設		ペレット保管ラック B型 No.1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31	
核燃料物質 の貯蔵施設		ペレット搬送設備 No.3	ペレットスタッ カクレーン	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13 11-20	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—	
核燃料物質 の貯蔵施設			保管容器G型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-11 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設			ペレット保管ラック E型 No.2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表参1-1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他				
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等		
核燃料物質 の貯蔵施設		燃料棒保管ラック B型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31		
核燃料物質 の貯蔵施設		燃料棒保管ラック B型 No. 2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31		
核燃料物質 の貯蔵施設		燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカ クレーン	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-10 15-11 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7		
核燃料物質 の貯蔵施設		燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコ ンベア	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-11 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—		
核燃料物質 の貯蔵施設			保管容器H型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設			燃料集合体保管ラ ック E型 No. 1	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表参1-2 第2次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
核燃料物質の貯蔵施設		試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚 No. 2	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
核燃料物質の貯蔵施設		試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	部分撤去	—	—	—	4-1 4-18 4-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3	—	—	—	—	23-33		
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	ダクト	部分撤去	—	—	—	4-1 4-15 4-18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-4	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	試験設備フード	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	試験設備ベース	撤去	—	—	—	4-1 4-19	5-1 5-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15-17	—	—	—	—	—	23-33		
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	21-1 21-3	—	—
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-25	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	非常用照明	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—

添1表参1-2 第2次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	誘導灯	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
その他の加工施設	屋外（第2加工棟西側）	消火設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	

添1表参1-3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	改造	(本体)	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-28	5-1 5-4 5-28 5-30 5-35 5-44	6-1 6-2 6-3 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-8 9-9 9-10 9-15 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-11 23-17 23-21 23-22 23-23 23-24 23-28 23-29
					(付属設備)	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25 5-26 5-36	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-2 21-3 21-4	—	—
核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1貯蔵容器 保管設備	第1-1貯蔵容 器保管区域	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30	
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末・ペレット貯蔵 容器1型	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30	
核燃料物質 の貯蔵施設		第1-1燃料集合 体保管設備	第1-1燃料集 合体保管区域	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30
核燃料物質 の貯蔵施設		第1-1輸送物保 管区域	—	新設	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-2	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	23-30
放射性廃棄 物の廃棄施 設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄 物の廃棄施 設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11	

添1表参1-3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	21-3	—	—	

添1表参1-3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
その他の加工施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 1	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁 No. 4	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟北側屋外	防護壁	防護壁 No. 1	新設	1-1 1-2 1-14 1-16	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-15 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	23-22
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—

添1表参1-3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他			
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十一条 溢水	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源		第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—	
その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—	
その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—	
その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	増設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添1 参考資料2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ

本設工認申請書の記載のうち、加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点を以下の表にまとめて示す。

添1 表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点

項目	加工事業変更許可		本設工認申請																																																	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性																																																
外部からの衝撃による損傷の防止 ＜外部火災（外部火災影響評価第5廃棄物貯蔵棟）＞	I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ト) その他の主要な構造、(1) 外部からの衝撃による損傷の防止、(viii) 外部火災 加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上及び爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保するか、離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることで、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。(P19)	添付書類5、リ. その他の安全設計、(2) 近隣工場等の火災・爆発、(iii) 外部火災の影響評価 高圧ガス貯蔵施設の爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保していることを示した (P5-143～P5-160)。 高圧ガス貯蔵施設の配置を図添1表参2-1-1に、高圧ガス搬送経路を図添1表参2-2-1に示す。	付属書類6 基本方針書 変更後の高圧ガス貯蔵施設の配置における爆発影響評価を行い、危険限界距離以上の離隔距離を確保していることを示した。 高圧ガス貯蔵施設の配置を図添1表参2-1-2に、高圧ガス搬送経路を図添1表参2-2-2に示す。	加工事業変更許可申請書に示した高圧ガス貯蔵設備の配置及び外部火災影響評価及び評価に係る記載を以下の理由により変更した。 ・移設した高圧ガス貯蔵施設の詳細設計により、配置を見直した。 本申請での評価の結果、以下に示す想定する爆発源の危険限界距離に対して、十分な離隔距離があることから、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。 なお、第2加工棟と移設した高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離に変更がない。																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設</td> <td>30 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)</td> <td>40 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)</td> <td>28 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)</td> <td>65 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア</td> <td>30 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス</td> <td>40 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス</td> <td>28 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス</td> <td>65 m</td> </tr> </tbody> </table>	高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離	離隔距離	第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設	30 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)	40 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)	28 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)	65 m	第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	30 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	40 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス	28 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス	65 m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設</td> <td>35 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)</td> <td>37 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)</td> <td>26 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)</td> <td>76 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア</td> <td>35 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス</td> <td>37 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス</td> <td>26 m</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス</td> <td>76 m</td> </tr> </tbody> </table>	高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離	離隔距離	第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設	35 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)	37 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)	26 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)	76 m	第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	35 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	37 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス	26 m	第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス	76 m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定する爆発源</th> <th>危険限界距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニア）</td> <td>26 m</td> </tr> <tr> <td>ポンベ置場(1)（水素ガス、プロパンガス、PRガス）</td> <td>32 m</td> </tr> <tr> <td>ポンベ置場(2)、ポンベ置場(3)の水素ガス</td> <td>9 m</td> </tr> <tr> <td>第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア</td> <td>26 m</td> </tr> <tr> <td>ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス</td> <td>19 m</td> </tr> <tr> <td>ポンベ置場(2)、ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス</td> <td>9 m</td> </tr> </tbody> </table>	想定する爆発源	危険限界距離	第1高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニア）	26 m	ポンベ置場(1)（水素ガス、プロパンガス、PRガス）	32 m	ポンベ置場(2)、ポンベ置場(3)の水素ガス	9 m	第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	26 m	ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	19 m
高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離	離隔距離																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設	30 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)	40 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)	28 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)	65 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	30 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	40 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス	28 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス	65 m																																																			
高圧ガス貯蔵施設、高圧ガス搬送経路との離隔距離	離隔距離																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設	35 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)	37 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)	26 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)	76 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	35 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	37 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(2)へ運搬する水素ガス	26 m																																																			
第5廃棄物貯蔵棟～ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス	76 m																																																			
想定する爆発源	危険限界距離																																																			
第1高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニア）	26 m																																																			
ポンベ置場(1)（水素ガス、プロパンガス、PRガス）	32 m																																																			
ポンベ置場(2)、ポンベ置場(3)の水素ガス	9 m																																																			
第1高圧ガス貯蔵施設へ運搬する液化アンモニア	26 m																																																			
ポンベ置場(1)へ運搬するプロパンガス	19 m																																																			
ポンベ置場(2)、ポンベ置場(3)へ運搬する水素ガス	9 m																																																			

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <消火設備 消火器(第2加工棟)>	<p><配置、員数> I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(3)火災の感知及び報知並びに消火 加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10) 別添5千(ロ)7、火災源の粉末消火器による初期消火活動について、2. 評価結果 火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。(P添5別チ-28)</p>	<p>(3)火災感知設備及び消火設備に関する安全設計 (iii)消火設備(消火器) 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。(P5-115) 別添5千(ロ)3 第2加工棟 消火器の配置 (第2加工棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参2-3-1に示す。) 粉末消火器の員数 10型:92本、BC型:16本、50型:13本 能力単位:361</p>	<p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。 図リ-2-1-4-1~5 第2加工棟 消火器の配置 (第2加工棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参2-3-2に示す。) 粉末消火器の員数 10型:102本、BC型:19本、50型:17本 能力単位:411</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第2加工棟に配置する消火器を以下の理由により変更した。 ・作業者の動線からアクセスし易く通行の支障とならず、歩行距離20m以内に設置するために、本数を増やして配置を見直した。 粉末消火器は、消防法に基づき設置し、員数の変更を行っても単位能力(消防法による床面積から求める能力単位は47である。)の5倍以上の能力を有していることから、火災等による損傷の防止をす設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>
火災等による損傷の防止 <消火設備 消火器(第5廃棄物貯蔵棟)>	<p><配置、員数> I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(3)火災の感知及び報知並びに消火 加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火</p>	<p>(3)火災感知設備及び消火設備に関する安全設計 (iii)消火設備(消火器) 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。(P5-115)。</p>	<p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 火災等による損傷の防止 危険物特定屋内貯蔵所であるため、消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第5廃棄物貯蔵棟に配置する消火器を以下の理由により変更した。 ・消防法、危険物の規制に関する政令から必要となる数(50型1本、10型1本)に裕度を見込み数(50型2本、10型1本)に変更した。</p>

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
	器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)	別添5チ(ロ)-3 第2加工棟 消火器の配置 (第2加工棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参2-4-1に示す。) 粉末消火器の員数 50型:2本	図リ-2-1-6 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等 配置図 (第5廃棄物貯蔵棟の消火設備 消火器の配置を図添1表参2-4-2に示す。) 粉末消火器の員数 10型:1本、50型2本	粉末消火器は、消防法に基づき設置し、員数の変更を行っても裕度を見込んだ数を有していることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。
火災等による損傷の防止 <火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)(第2加工棟)>	<配置、員数、警戒区域> I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(3)火災の感知及び報知並びに消火 加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)	(3)火災感知設備及び消火設備に関する安全設計 (i)火災感知設備 (a)加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。 (b)自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。(P5-114) 別添5チ(ロ)-3 第2加工棟 自動火災報知設備 (第2加工棟の自動火災報知設備の配置、警戒区域を図添1表参2-5-1に示す。) 自動火災報知設備(感知器)の員数 熱感知器:299台、煙感知器:46台 発信機:11台	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災等による損傷の防止 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。 図リ-2-1-3-1~5 第2加工棟 自動火災報知設備(感知器)の配置、警戒区域境界 (第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の配置、警戒区域境界を図添1表参2-5-2に示す。) 自動火災報知設備(感知器)の員数 熱感知器:280台、煙感知器:90台 発信機:11台	加工事業変更許可申請書に示した第2加工棟に配置する自動火災報知設備(感知器)を以下の理由により変更した。 配置、員数 ・天井ボード撤去による配置の見直し。 ・耐震重要度分類第3類による固定方法変更に伴う配置の見直し。 ・消防法の設置基準に対し裕度を持たせるため増設すること。 警戒区域 ・火災信号の発報時のアクセスを考慮した区域に変更した。 自動火災報知設備(感知器)の設置は消防法に基づき設置するものであり、警戒区域は発報箇所を早期に限定するものであることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)(第5廃棄物貯蔵棟)>	<p><配置、員数></p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(3)火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>(3) 火災感知設備及び消火設備に関する安全設計</p> <p>(i) 火災感知設備</p> <p>(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。(5-114)</p> <p>別添5チ(ロ)-3</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備(第5廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の配置を図添1表参2-6-1に示す。)</p> <p>自動火災報知設備(感知器)の員数 熱感知器(スポット型、防爆型):1台</p>	<p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。</p> <p>図リ-2-1-6</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等 配置図(第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の配置を図添1表参2-6-2に示す。)</p> <p>自動火災報知設備(感知器)の員数 熱感知器(スポット型、防爆型):3台</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第5廃棄物貯蔵棟に配置する自動火災報知設備(感知器)を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根構造の変更によって天井側にはりを設けたことにより、消防法、危険物の規制に関する政令に基づき増設した。 <p>自動火災報知設備(感知器)の設置は消防法に基づき設置するものであることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>
火災等による損傷の防止 <消火設備 消火器(自動式又は遠隔操作式の消火設備)(第5廃棄物貯蔵棟)>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(3)火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p> <p>消火活動のためのアクセスルート</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(チ)安全機能を有する施設</p> <p>表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)</p> <p>自動火災報知設備、消火器、自動式又は遠隔操作式の消火設備の設置場所:第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機ポンプ棟(P43)</p>	<p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>一</p> <p>(自動式又は遠隔操作式の消火設備の設置に関する記載はなし。)</p>	<p>加工事業変更許可申請書に示した第5廃棄物貯蔵棟に配置する消火設備を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工事業変更許可申請書P43の記載は、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機ポンプ棟のうちの必要な場所に設置すること示しており、実際は第5廃棄物貯蔵棟には消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤がないため、自動式又は遠隔操作式の消火設備の設置はない。

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
	に面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。(P11)			消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置するものであることから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。
火災等による損傷の防止 <屋外消火栓(第5廃棄物貯蔵棟)>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造、(三)火災の感知及び報知並びに消火</p> <p>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。(P10)</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(チ)安全機能を有する施設、表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)</p> <p>消火栓設置場所: 第2加工棟、屋外(P43)</p>	<p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様火災等による損傷の防止</p> <p>— (屋外消火栓の設置に関する記載はなし。)</p>	<p>第5廃棄物貯蔵棟には以下の理由により屋外消火栓を配置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工事業変更許可申請書P43、P5-115において、第5廃棄物貯蔵棟に屋外消火栓の設置の要求はない。 ・第5廃棄物貯蔵棟の床面積は約65㎡であり、消防法施行令第十九条から、屋外消火栓の設置は求められていない。 ・第5廃棄物貯蔵棟に貯蔵する液体廃棄物は危険物第四類の廃油であり、危険物の規制に関する政令第二十条から、屋外消火栓の設置は求められていない。 <p>第5廃棄物貯蔵棟に係る消火設備は、消防法に基づき設置しており、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 <火災区域、火災区画の変更>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(4) 火災及び爆発による影響の軽減</p> <p>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。(P11)</p>	<p>○火災区域、火災区画の設定方針</p> <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計</p> <p>(ハ) 火災影響評価</p> <p>(3) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>第2加工棟、第1加工棟は建築基準法に基づく防火区画を火災区域とし(略)</p> <p>本加工施設においては、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一である。(P5-121)</p> <p>○火災区域、火災区画図</p> <p>添5チ(ロ)の第3図(1)、(2) 火災区画(第2加工棟)(P5-128, P5-129)</p> <p>(加工事業変更許可申請書に示した火災区域・火災区画を図添1表参2-7-1に示す。)</p> <p>○火災影響評価(等価時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画(火災区域) 2P-5 : 0.46 h ・火災区画(火災区域) 2P-7 : 0.48 h ・火災区画 2P-1 : 0.53 h ・火災区画 2P-3 : 0.29 h 	<p>○火災区域、火災区画の設定方針</p> <p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百二十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域、火災区画図</p> <p>図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火災区画(P319)</p> <p>(本申請における火災区域・火災区画及び変更の詳細を図添1表参2-7-2に示す。)</p> <p>○火災影響評価(等価時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画 2P-5 (I) : 0.54 h 火災区画 2P-5 (II) : 0.38 h ・火災区画 2P-7 (I) : 0.60 h 火災区画 2P-7 (II) : 0.30 h ・火災区画 2P-1 : 0.54 h ・火災区画 2P-3 : 0.26 h 	<p>詳細設計により火災区画を変更したため、火災影響評価を再評価した。</p> <p>いずれも等価時間は火災区画の耐火時間(1h;加工事業変更許可申請書に記載のものから変更なし。)を超えず、加工事業変更許可申請書において、他の火災区画への延焼を防止し、火災による影響を軽減するとした基本的な設計方針に変更はなく、また、等価時間が火災区画の耐火時間以下であり、建物に損傷はないため、加工事業変更許可申請書における設計基準事故のうち、火災による閉じ込めの機能の不全についても、評価結果に変更はないことから、火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>加工事業変更許可申請書において、重大事故に至るおそれがある事故の想定として、火災区画(火災区域)の等価時間を用い、第2加工棟のすべての火災区画(火災区域)で火災が複数同時発生した場合に、初期消火活動等の人的対応を期待しない厳しい条件下であっても、閉じ込めの機能の喪失のおそれがないことを確認しているが、本設工認申請における等価時間の評価結果を用いても、同様に閉じ込めの機能の喪失のおそれがないことを確認した。また、さらに保守的な条件として、可燃物、油類、アルコール類等の危険物が管理されておらず、火災影響評価に用いた2倍の量が存在する状態を想定した場合の火災の複数同時発生における建</p>

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請													
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性												
		<p>○部屋名称の記載 (添5チ(ロ)の第6表(5-124)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区画 名称</th> <th>事業変更許可申請書 (変更前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2P-1</td> <td rowspan="3" style="border: 2px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td>2P-2</td> </tr> <tr> <td>2P-3</td> </tr> </tbody> </table>	火災区画 名称	事業変更許可申請書 (変更前)	2P-1		2P-2	2P-3	<p>○部屋名称の記載 (付属書類8 表4より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区画 名称</th> <th>本申請 (変更後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2P-1</td> <td rowspan="3" style="border: 2px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td>2P-2</td> </tr> <tr> <td>2P-3</td> </tr> </tbody> </table>	火災区画 名称	本申請 (変更後)	2P-1		2P-2	2P-3	<p>物外への著しいウランの放出のリスクについても、加工事業変更許可申請書に示した想定から変更はない。</p> <p>等価時間が変更となったことによる内部溢水評価結果への影響については別途説明する。</p>
火災区画 名称	事業変更許可申請書 (変更前)															
2P-1																
2P-2																
2P-3																
火災区画 名称	本申請 (変更後)															
2P-1																
2P-2																
2P-3																

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請																														
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性																													
<p><火災区画W5の火災影響評価></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。</p>	<p>チ. 火災・爆発に対する安全設計 (ハ) 火災影響評価 (4) 情報及びデータの収集と整理 (ii) 等価時間の設定 等価時間の算出についての詳細を別添5チ(ロ) - 5に示す。また、算出した等価時間を添5チ(ロ)の第6表に示す。いずれの火災区画についても、等価時間は耐火時間を下回っており、火災区画を囲む壁等は火災による影響を受けない。(P5-123)</p> <p>別添5チ(ロ) - 5 等価時間の算出について 添表5-2 可燃物量と等価時間(P 添5別チ-26) (W5について可燃物量、等価時間の記載なし)</p>	<p>付属書類8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書 表3 第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災区画の床面積と可燃物量</p> <p>W5について抜粋。</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積(m²)</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">可燃物質(ト)の重量(キ)</td> <td>電気・計装盤等の可燃物</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>油類</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>水素ガス</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>プロパンガス</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ポリカーボネート</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビニル</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>アルコール類</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>作業服等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繊維類</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他可燃物類</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>発熱量(合計)(MJ)</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>火災荷重(MJ/m²)</td> <td>3</td> </tr> </table>	床面積(m ²)	64	可燃物質(ト)の重量(キ)	電気・計装盤等の可燃物	0	油類	0	ケーブル	0	水素ガス	0	プロパンガス	0	ポリカーボネート	10	ポリ塩化ビニル	0	アルコール類	0	作業服等	0	繊維類	0	その他可燃物類	0	発熱量(合計)(MJ)	170	火災荷重(MJ/m ²)	3	<p>詳細設計結果の反映により、第5廃棄物貯蔵棟に設置する緊急設備等の可燃物量を用いて等価時間の評価を行った結果、等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認していることから、加工事業変更許可申請書に示した基本的な設計方針に変更はない。</p> <p>火災等による損傷の防止をする設計として加工事業変更許可申請書と整合している。</p>
			床面積(m ²)	64																													
可燃物質(ト)の重量(キ)	電気・計装盤等の可燃物	0																															
	油類	0																															
	ケーブル	0																															
	水素ガス	0																															
	プロパンガス	0																															
	ポリカーボネート	10																															
	ポリ塩化ビニル	0																															
	アルコール類	0																															
	作業服等	0																															
	繊維類	0																															
その他可燃物類	0																																
発熱量(合計)(MJ)	170																																
火災荷重(MJ/m ²)	3																																
<p>○火災影響評価(等価時間) ・火災区画W5 : 0.01 h</p>																																	

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請																																																																																																	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性																																																																																																
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ. 加工施設の位置ロ. 加工施設の一般構造(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造(2) 公衆に対する放射線防護設計</p> <p>系統における単一の機器の破損等により生じる溢水、異常拡大防止のための放水による溢水、及び地震に起因する機器の破損等により生じる溢水に対する影響評価を行い、本加工施設内に溢水が発生した場合においても、臨界防止及び閉じ込めの機能を損なうことがないように安全設計を行う。</p> <p><P20></p>	<p>内部溢水に対する考慮 (P5-170)</p> <p>単一の機器の破損(配管破断)による系統毎の最大溢水量</p> <p>B1 ---</p> <p>B2 ---</p> <p>地震に起因する機器の破損等による系統毎最大溢水量</p> <p>B1 ---</p> <p>B2 ---</p> <p>-----</p> <p>没水による影響評価(放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量 (m³)</th> <th>最大没水水位 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>25.6</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>25.6</td><td><1 (200.9)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>25.6</td><td><11 (123.0)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>19.7</td><td><6.5(12.0)</td></tr> <tr><td>B2</td><td>19.7</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>24.4</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>C1-2</td><td>9.2</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>C2</td><td>24.4</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>D2</td><td>2.2</td><td>2.9</td></tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>没水による影響評価(地震時における溢水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量 (m³)</th> <th>最大没水水位 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>39.7</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>10.4</td><td><1 (74.8)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>13.2</td><td><11 (56.5)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>34.0</td><td><6.5(18.9)</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>34.4</td><td>14.8</td></tr> </tbody> </table>	溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)	A1-1	25.6	5.7	A1-2	25.6	<1 (200.9)	A1-3	25.6	<11 (123.0)	B1	19.7	<6.5(12.0)	B2	19.7	3.8	C1-1	24.4	11.5	C1-2	9.2	4.9	C2	24.4	7.1	D2	2.2	2.9	溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)	A1-1	39.7	7.6	A1-2	10.4	<1 (74.8)	A1-3	13.2	<11 (56.5)	B1	34.0	<6.5(18.9)	C1-1	34.4	14.8	<p>付属書類9 基本方針書</p> <p>単一の機器の破損(配管破断)による系統毎の最大溢水量</p> <p>B1 2.3 cm³</p> <p>B2 2.3 cm³</p> <p>地震に起因する機器の破損等による系統毎最大溢水量</p> <p>B1 8.3 cm³</p> <p>B2 8.3 cm³</p> <p>-----</p> <p>没水評価(放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量 (m³)</th> <th>最大没水水位 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>22.7</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>22.7</td><td><1 (163.2)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>22.7</td><td><12 (97.1)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>22.7</td><td><7.5(12.6)</td></tr> <tr><td>B2</td><td>16.0</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>25.2</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>C1-2</td><td>7.6</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>C2</td><td>12.6</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>D2</td><td>2.5</td><td>1.3</td></tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>没水影響(地震時における溢水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水防護区画</th> <th>溢水量 (m³)</th> <th>最大没水水位 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-1</td><td>39.6</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>A1-2</td><td>10.4</td><td><1 (74.9)</td></tr> <tr><td>A1-3</td><td>13.5</td><td><12 (57.8)</td></tr> <tr><td>B1</td><td>34.0</td><td><7.5(18.9)</td></tr> <tr><td>C1-1</td><td>35.3</td><td>15.2</td></tr> </tbody> </table>	溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)	A1-1	22.7	4.3	A1-2	22.7	<1 (163.2)	A1-3	22.7	<12 (97.1)	B1	22.7	<7.5(12.6)	B2	16.0	2.7	C1-1	25.2	10.9	C1-2	7.6	4.0	C2	12.6	7.4	D2	2.5	1.3	溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)	A1-1	39.6	7.6	A1-2	10.4	<1 (74.9)	A1-3	13.5	<12 (57.8)	B1	34.0	<7.5(18.9)	C1-1	35.3	15.2	<p>加工事業変更許可申請書に示した内部溢水評価及び評価に係る記載を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 火災区画の変更による各区画の等価時間を見直しにより、この等価時間を用いて算出している放水による最大没水水位を見直した。 A1-3、B1の堰高さから最大没水水位をそれぞれ<11 cm、<6.5 cmとしていたが、保守的に<12 cm、<7.5 cm見直した。 安全側に端数処理の見直し 容器類の保有水量を詳細設計及び保守性を考慮して溢水量を変更
溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)																																																																																																		
A1-1	25.6	5.7																																																																																																		
A1-2	25.6	<1 (200.9)																																																																																																		
A1-3	25.6	<11 (123.0)																																																																																																		
B1	19.7	<6.5(12.0)																																																																																																		
B2	19.7	3.8																																																																																																		
C1-1	24.4	11.5																																																																																																		
C1-2	9.2	4.9																																																																																																		
C2	24.4	7.1																																																																																																		
D2	2.2	2.9																																																																																																		
溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)																																																																																																		
A1-1	39.7	7.6																																																																																																		
A1-2	10.4	<1 (74.8)																																																																																																		
A1-3	13.2	<11 (56.5)																																																																																																		
B1	34.0	<6.5(18.9)																																																																																																		
C1-1	34.4	14.8																																																																																																		
溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)																																																																																																		
A1-1	22.7	4.3																																																																																																		
A1-2	22.7	<1 (163.2)																																																																																																		
A1-3	22.7	<12 (97.1)																																																																																																		
B1	22.7	<7.5(12.6)																																																																																																		
B2	16.0	2.7																																																																																																		
C1-1	25.2	10.9																																																																																																		
C1-2	7.6	4.0																																																																																																		
C2	12.6	7.4																																																																																																		
D2	2.5	1.3																																																																																																		
溢水防護区画	溢水量 (m³)	最大没水水位 (cm)																																																																																																		
A1-1	39.6	7.6																																																																																																		
A1-2	10.4	<1 (74.9)																																																																																																		
A1-3	13.5	<12 (57.8)																																																																																																		
B1	34.0	<7.5(18.9)																																																																																																		
C1-1	35.3	15.2																																																																																																		

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
		貯槽ピット容量 129 m ³ <hr/> 溢水源となる容器類の溢水量 (別添5リ(ハ) - 2) A1-1 空調ドレン廃水タンク 2個 流しタンク 0.12 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積(部屋毎) 5.2 m ³ A1-3 薬液タンク 3個 0.60 m ³ タンク No.1 0.19 m ³ タンク No.2 0.18 m ³ 考慮する溢水の合計 3.80 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積: 4.3 m ³ B2 フィルム現像処理槽 0.70 m ³ 考慮する溢水の合計 1.59 m ³ C1-1 廃液処理設備 0.20 m ³ スクラバー 0.80 m ³ 流しシンク水槽 4個 0.30 m ³ 考慮する溢水の合計 0.40 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積 1.3 m ³ <hr/>	貯槽ピット容量 100 m ³ <hr/> 溢水源となる容器類の溢水量 A1-1 空調ドレン廃水タンク 3個 流しタンク 0.18 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積(合算) 8.9 m ³ A1-3 薬液タンク 2個 0.40 m ³ タンク No.1 0.14 m ³ タンク No.2 0.10 m ³ 考慮する溢水の合計 4.10 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積 4.1 m ³ B2 フィルム現像処理槽 0.07 m ³ 考慮する溢水の合計 0.96 m ³ C1-1 廃液処理設備 0.08 m ³ スクラバー 1.00 m ³ 流しシンク水槽 1個 0.07 m ³ 考慮する溢水の合計 1.25 m ³ 堰を設けた区域の液溜容積 1.1 m ³ <hr/>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・一般設備の変更 ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 <ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計を考慮して変更 ・詳細設計を考慮して変更 ・詳細設計を考慮して変更 ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 <ul style="list-style-type: none"> ・一般設備の変更 ・上記変更による <ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計を考慮して変更 ・詳細設計を考慮して変更 ・一般設備の変更 ・上記変更による ・詳細設計及び保守性を考慮して変更 <hr/>

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設の説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
		<p>開口部及び貫通孔等の流出流量について (別添5リ(ハ)ー6)</p> <p>名称(寸法)</p> <p>階段開口部 1.3 m×3.27 m</p> <p>配管溝貫通孔(配管溝) 0.445 m×0.666 m</p> <p>(貫通孔) 0.45 m×0.21 m</p> <p>貯槽ピット開口部(仮設床)</p> <p>2.9 m×0.15 m</p> <p>(貯槽ピット床)</p> <p>0.26 m×0.36 m</p> <p>流路断面積(m²)、流出流量(m³/min)</p> <p>階段開口部 4.25, 92.6</p> <p>配管溝貫通孔(配管溝) 0.237, 5.16</p> <p>(貫通孔) 0.083, 8.31</p> <p>貯槽ピット開口部(仮設床)</p> <p>0.348, 2.04</p> <p>(貯槽ピット床)</p> <p>0.094, 7.58</p>	<p>名称(寸法)</p> <p>階段開口部 1.3 m×3.25 m</p> <p>床開口部(グレーチング)</p> <p>0.430 m×1.120 m</p> <p>配管溝貫通孔 0.48 m×0.22 m</p> <p>床架台開口部(パンチングメタル)</p> <p>2.220 m×1.125 m</p> <p>地下貯槽ピット蓋開口部</p> <p>0.25 m×0.35 m</p> <p>流路断面積(m²)、流出流量(m³/min)</p> <p>階段開口部 4.00, 87.1</p> <p>床開口部(グレーチング) 0.20, 4.35</p> <p>配管溝貫通孔 0.05, 6.88</p> <p>床架台開口部(パンチングメタル)</p> <p>0.30, 6.53</p> <p>地下貯槽ピット蓋開口部</p> <p>0.08, 1.74</p>	<p>・詳細設計及び保守性を考慮して変更</p> <p>-----</p> <p>本申請での再評価の結果、各区画の最大没水水位に大きな変更はなく、具体的な対策を含め加工事業変更許可申請書での基本的な設計方針に変更はない。</p>




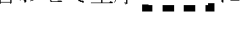


添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設の説明からの変更点(続き)

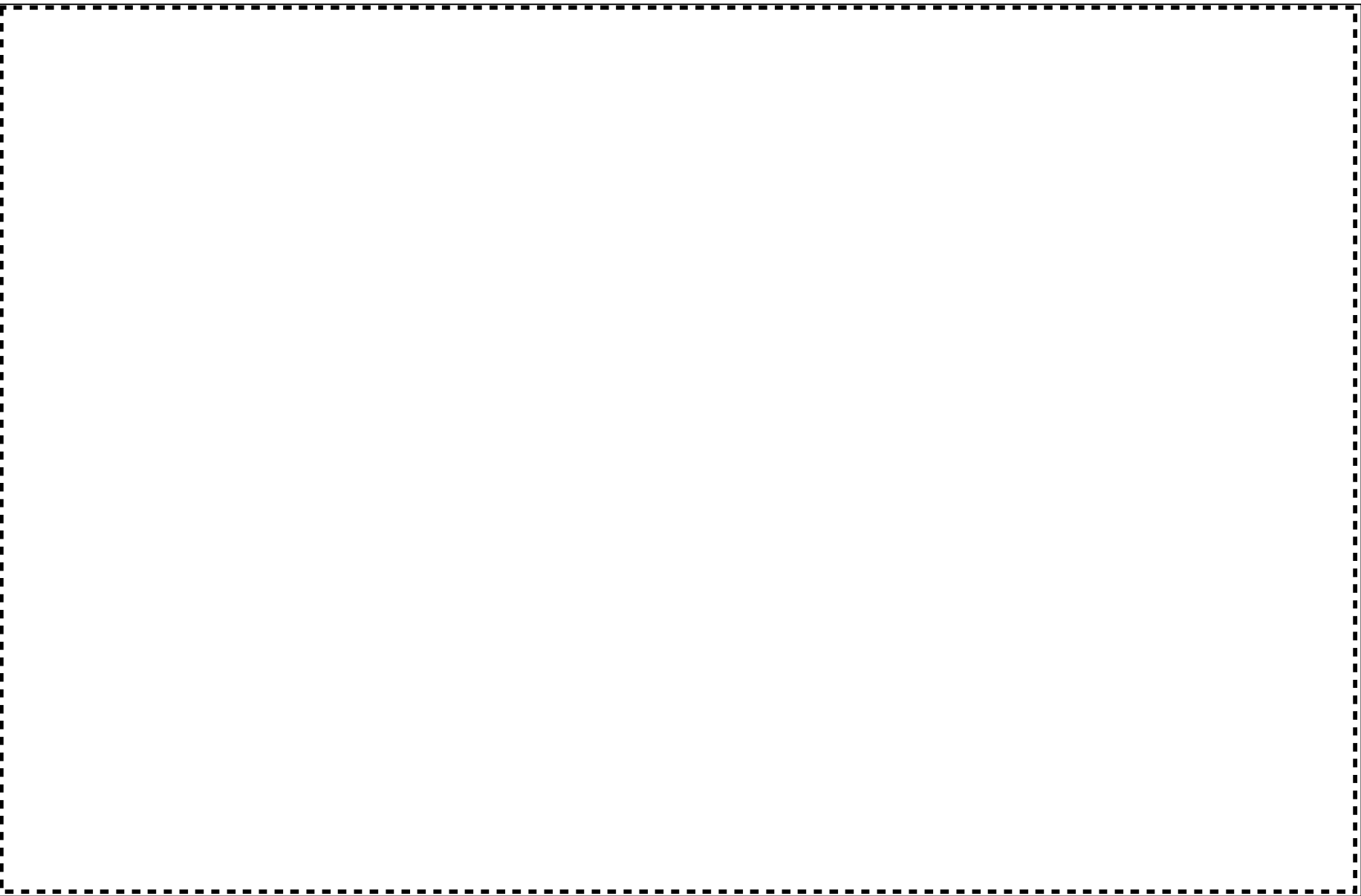
項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
第5 廃棄物貯蔵棟 屋根構造	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備、ロ. 加工施設の一般構造、(ト) その他の主要な構造、(12) 建物・構築物</p> <p>構造・階数：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造平屋建て</p> <p>耐火性能：不燃性材料（消防法に基づく危険物屋内貯蔵所）</p> <p>耐震性重要度分類：第3類 <P24></p>	<p>添付書類5</p> <p>基本設計</p> <p>構造・階数：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造平屋建て</p> <p>耐火性能：不燃性材料（危険物屋内貯蔵所） <5-111></p> <p>竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F1の竜巻荷重に対しては屋根が許容応力度内に収まる強度を確保する。<5-89> ・軽量の金属屋根とするため、F1の竜巻による飛来物により損傷するが、防護柵により貫通のない設計とする。<5-90> <p>火山活動（降下火災物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許容堆積厚さが12cmよりも余裕をもって大きくなるように設計する。<5-105> <p>積雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府建築基準法施行細則」に定める29cm及び過去の最深積雪18cm（大阪管区気象台1907年2月11日）よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。<5-109> <p>火災・爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等関係法令に定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とする。<5-110> ・消防法（危険物の規制に関する政令）により軽量の金属屋根とする。<5-89> 	<p>表ト-4-1 第5 廃棄物貯蔵棟 仕様一般仕様の型式</p> <p>消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、加工事業変更許可申請書に記載した鉄骨造（軽量の金属屋根）を耐火構造の鉄筋コンクリート造の屋根に変更し、建築基準法第二条第九号の二に定める耐火建築物とする。</p> <p>基本方針書</p> <p>竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F1 竜巻発生時に屋根に作用する荷重（$\square\square\square$ kN/m²）は、屋根の長期荷重よりも小さいことから、屋根はF1 竜巻荷重により損傷しない。 ・プレハブ小屋の貫通限界厚さ（\square cm）以上の屋根厚さ（\square cm）を有する。 <p>火山活動（降下火災物）及び積雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許容できる降下火災物の厚さ（$\square\square$ cm）。 <p>火災・爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5 廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とする。 ・第5 廃棄物貯蔵棟は不燃性材料で造り、かつ、建築基準法第二条第九号の二に定める耐火建築物とする。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する 	<p>加工事業変更許可申請書に示した第5 廃棄物貯蔵棟の屋根の構造を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根を鉄骨造（軽量の金属屋根）から、より堅固な鉄筋コンクリート造とすることで、外部からの衝撃に対する安全性を高める。 ・上記の屋根の仕様変更により、第5 廃棄物貯蔵棟は主要構造部が全て不燃性材料で造られた耐火構造となり、建築基準法第六条の規定による建築確認においては耐火建築物として確認済証を得ている。 <p>屋根構造を変更しても、消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づいていること、竜巻、火山活動（降下火災物）及び積雪による損傷の防止をする設計としていることから、加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>なお、軽量の金属屋根から鉄筋コンクリート造の屋根への変更に伴い、建物の重量は若干増加するが、増加した屋根重量を考慮した上で耐震設計を実施していることから、屋根の材質変更が「地震による損傷の防止」へ及ぼす影響はない。</p>

添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設の説明からの変更点(続き)

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
遮蔽 <外部被ばく評価>	I. 加工施設の位置、構造及び設備 イ. 加工施設の位置ロ. 加工施設の一般構造(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造(2) 公衆に対する放射線防護設計 放射線防護上の遮蔽のため壁、屋根、遮蔽壁等を設け、貯蔵施設及び保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が年間 1 mSv より十分に低減する設計とすることを記載している。 <P7>	添付書類六 ロ. 放射線の被ばく管理(ニ) 周辺環境における公衆の外部被ばく管理(3) 敷地周辺における線量評価 <6-7> 添6ロ(ニ)の第7図 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等 <6-14> 添6ロ(ニ)の第1表 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚 <6-15>	付属書類10 基本方針書 変更箇所は以下のとおり。 <直接線> 一般施設 ① 評価モデル上、第1使用棟及び第2 高压ガス貯蔵施設壁の除外。 ② 東側建物の RC 壁及びALC 壁を除外。 第1加工棟 ③ 第1-1 輸送物搬出入室東壁の扉開口部にRC壁()を設置。 ④ 第1 事務室東壁の窓開口部に RC 壁()を設置。 ⑤ 防護扉(RC)の位置を防護壁No.1間に変更し、厚さを から に変更。 ⑥ と第1-1 輸送物搬出入室間壁の扉形状変更により RC 壁()を追加。 ⑦ 評価モデル上、壁厚 としていた第1-1 輸送物搬出入室北壁を実態に合わせて壁厚 に変更。 ⑧ 評価モデル上、 としていた 間壁を実態に合わせて に変更。(評価モデルを簡略化するため、見込んでいない周囲の壁も考慮して保守的に としてモデル化。) ⑨ 外部扉を実態に合わせて として考慮。	加工事業変更許可申請書に示した第5 廃棄物貯蔵棟の屋根の構造を以下の理由により変更した。 ①② 加工施設外としたため、評価から除外した。 ③④⑤⑥⑩⑪ 詳細設計の結果を反映した。 ⑦⑧⑨⑬ 実態に合わせて評価モデルを見直した。 ⑬ 記載の適正化。(第1加工棟の折板屋根及び湾曲瓦棒葺き屋根は、鋼板の板厚 に対し、鋼板を支持する構造材等の遮蔽効果を考慮し、板厚 と記載していたが、線量評価においては保守的に板厚を 0 cm としており、屋根の鋼板の遮蔽効果を見込んでいない。また、第5 廃棄物貯蔵棟の屋根は、線量評価においては保守的に遮蔽効果を見込んでいない。) 本申請での評価の結果、加工事業変更許可申請書での評価結果から最大点は変更がないものの最大値は若干低くなり、周辺監視区域境界における実効線量は算出地点⑥において約 9.8×10^{-2} mSv/年から約 9.7×10^{-2} mSv/年、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の実効線量は算出地点⑤において約 3.9×10^{-2} mSv/年から約 3.8×10^{-2} mSv/年

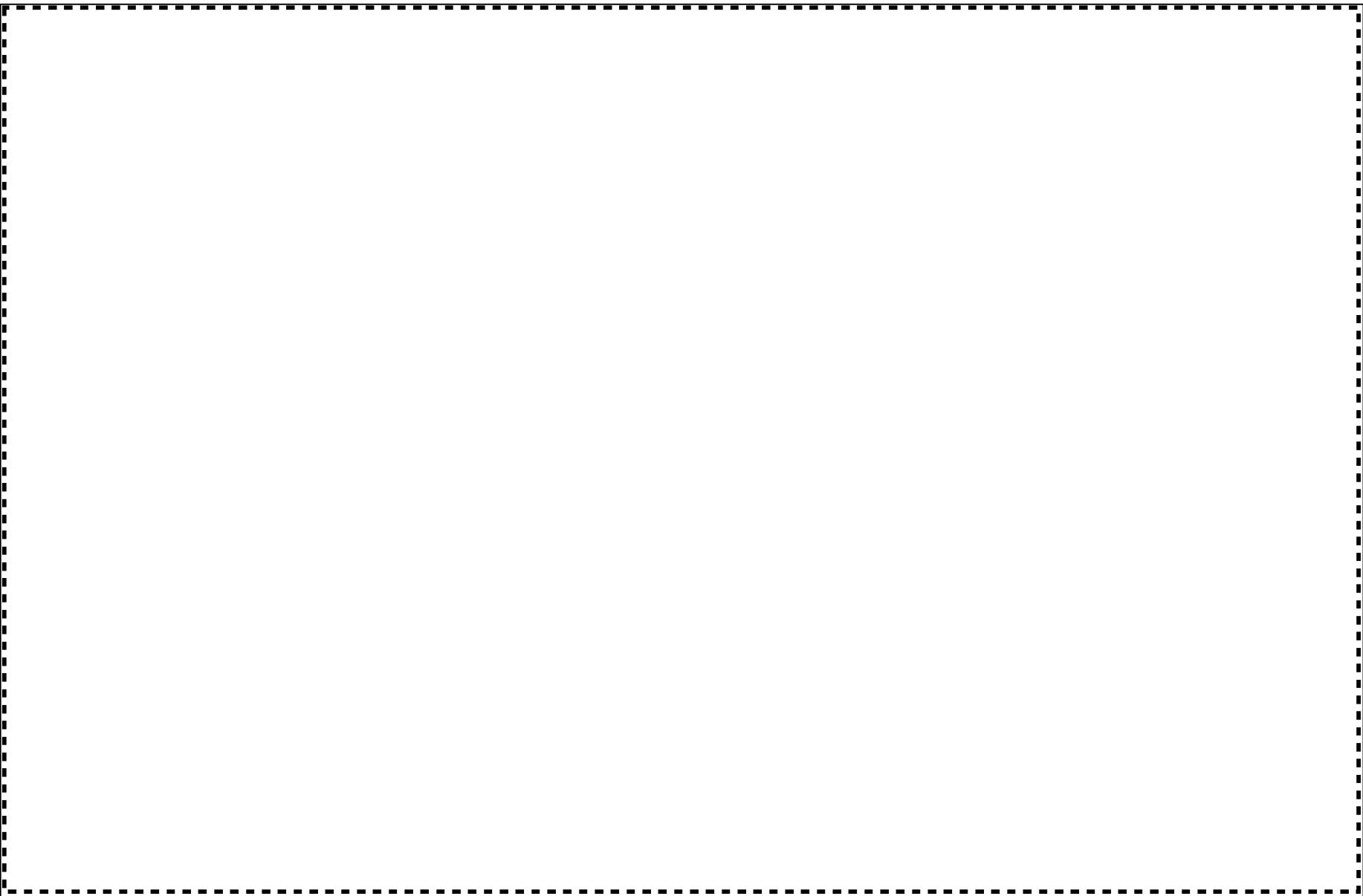
添1表参2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設の説明からの変更点（続き）

項目	加工事業変更許可		本設工認申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
			<p>第2加工棟</p> <p>⑩ 第2-1作業支援室の扉開口部にRC壁を設置。</p> <p>⑪ の試料保管棚の防護壁の詳細設計により防護壁位置及び構造を変更。</p> <p>⑫ 評価モデル上、壁厚としていたと間の3階壁を実態に合わせて壁厚に変更。</p> <p><スカイシャイン線></p> <p>⑬ スカイシャイン線の計算に使用した天井厚に示した第1加工棟天井厚さの記載をから0 cmに変更。また第5廃棄物貯蔵棟の屋根材質を鉄からコンクリートに変更。</p>	<p>となり、加工事業変更許可申請書と整合している。</p> <p>本設工認においては、新たな変更点は⑪及び⑫のみであり、その他については、第3次設工認にて説明済みである。</p> <p>⑪及び⑫の変更による第3次設工認での評価への影響はなく、最大点及び最大値の変更はない。</p>
		<p>(加工事業変更許可申請書における評価に用いた壁厚等の詳細図を図添1表参2-8-1に示す。)</p>	<p>(本申請における評価に用いた壁厚等の詳細図を図添1表参2-8-2に示す。変更箇所①~⑬は、図中に示す。)</p>	

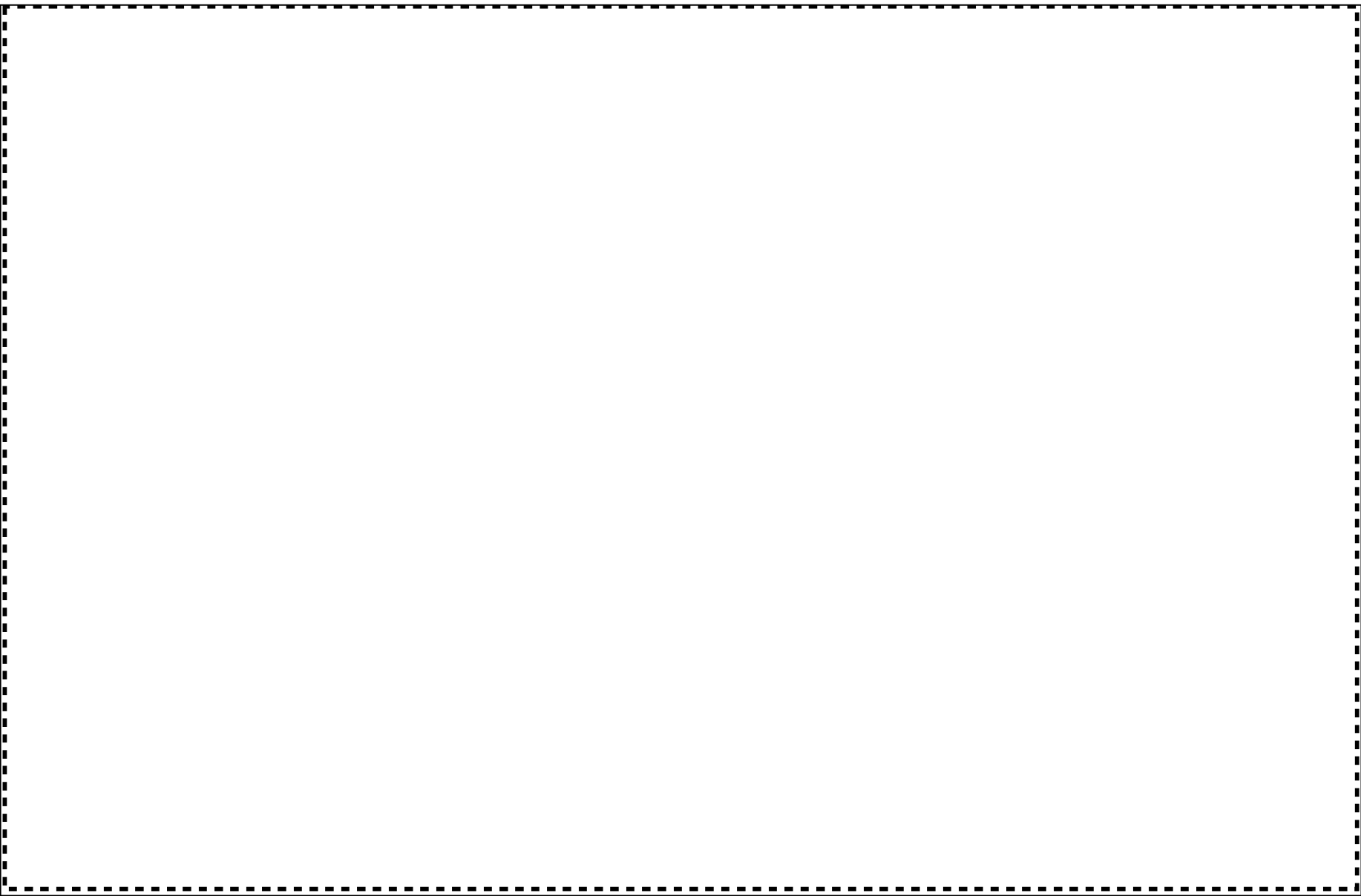


図添 1 表参 2-1-1 外部からの衝撃による損傷の防止
＜外部火災 (外部火災影響評価 第 5 廃棄物貯蔵棟) ＞

変更後

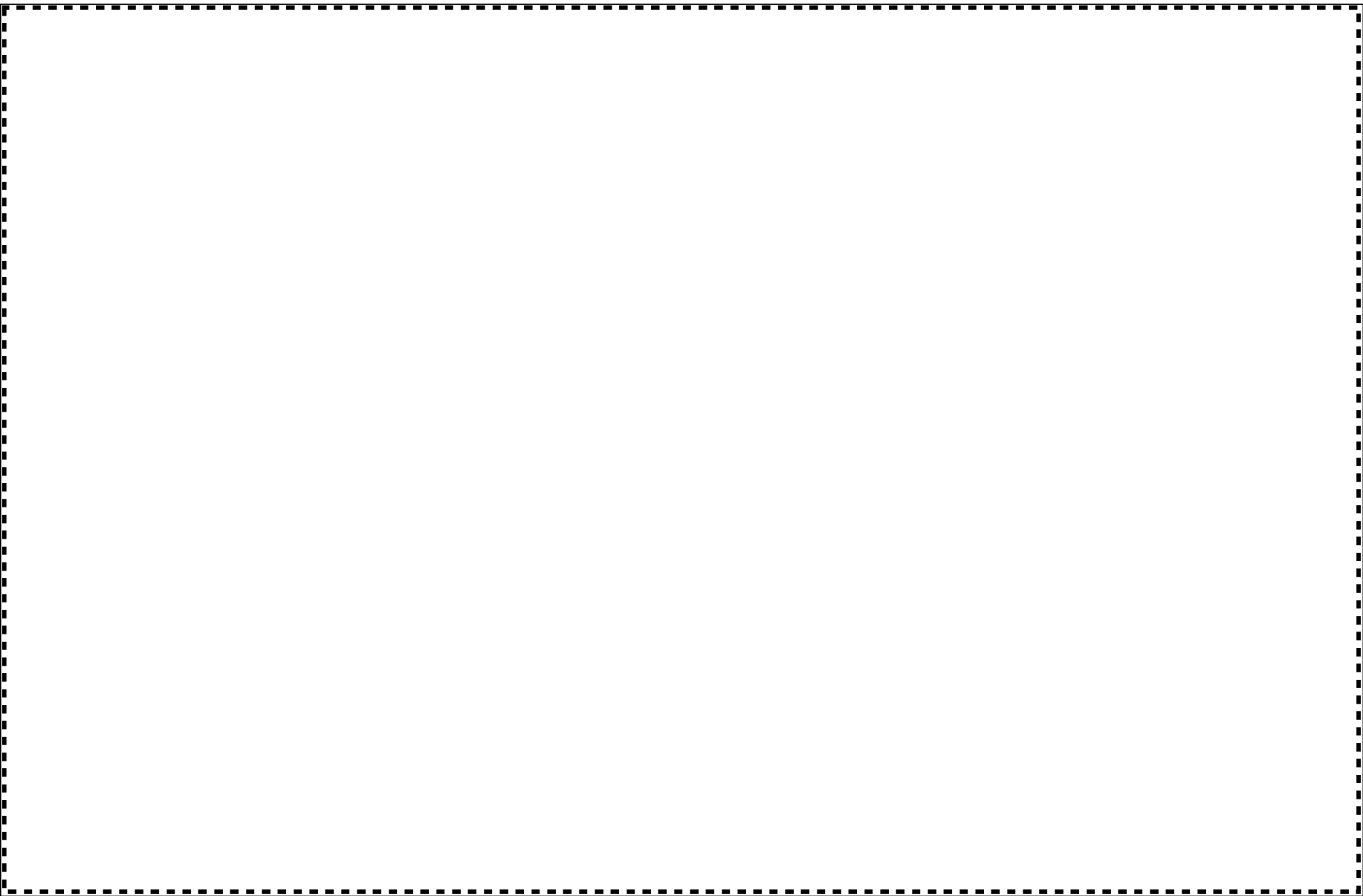


図添 1 表参 2-1-2 外部からの衝撃による損傷の防止
＜外部火災 (外部火災影響評価 第 5 廃棄物貯蔵棟) ＞



図添 1 表参 2-2-1 外部からの衝撃による損傷の防止
＜外部火災 (外部火災影響評価 第 5 廃棄物貯蔵棟) ＞

変更後



図添 1 表参 2-2-2 外部からの衝撃による損傷の防止
＜外部火災 (外部火災影響評価 第 5 廃棄物貯蔵棟) ＞

変更前

図添1表参2-3-1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第2加工棟)>

変更後

図添1表参2-3-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第2加工棟)>

変更前

図添1表参2-4-1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器（第5廃棄物貯蔵棟）>

変更後

図添1表参2-4-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器（第5廃棄物貯蔵棟）>

変更前

図添1表参2-5-1 (1/2) 火災等による損傷の防止
<火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)(第2加工棟)>

変更前

図添1表参2-5-1 (2/2) 火災等による損傷の防止
<火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)(第2加工棟)>

変更後

図添1表参2-5-2 (1/2) 火災等による損傷の防止
<火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (第2加工棟) >

変更後

図添1表参2-5-2 (2/2) 火災等による損傷の防止
<火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)(第2加工棟)>

変更前

図添1表参2-6-1 火災等による損傷の防止

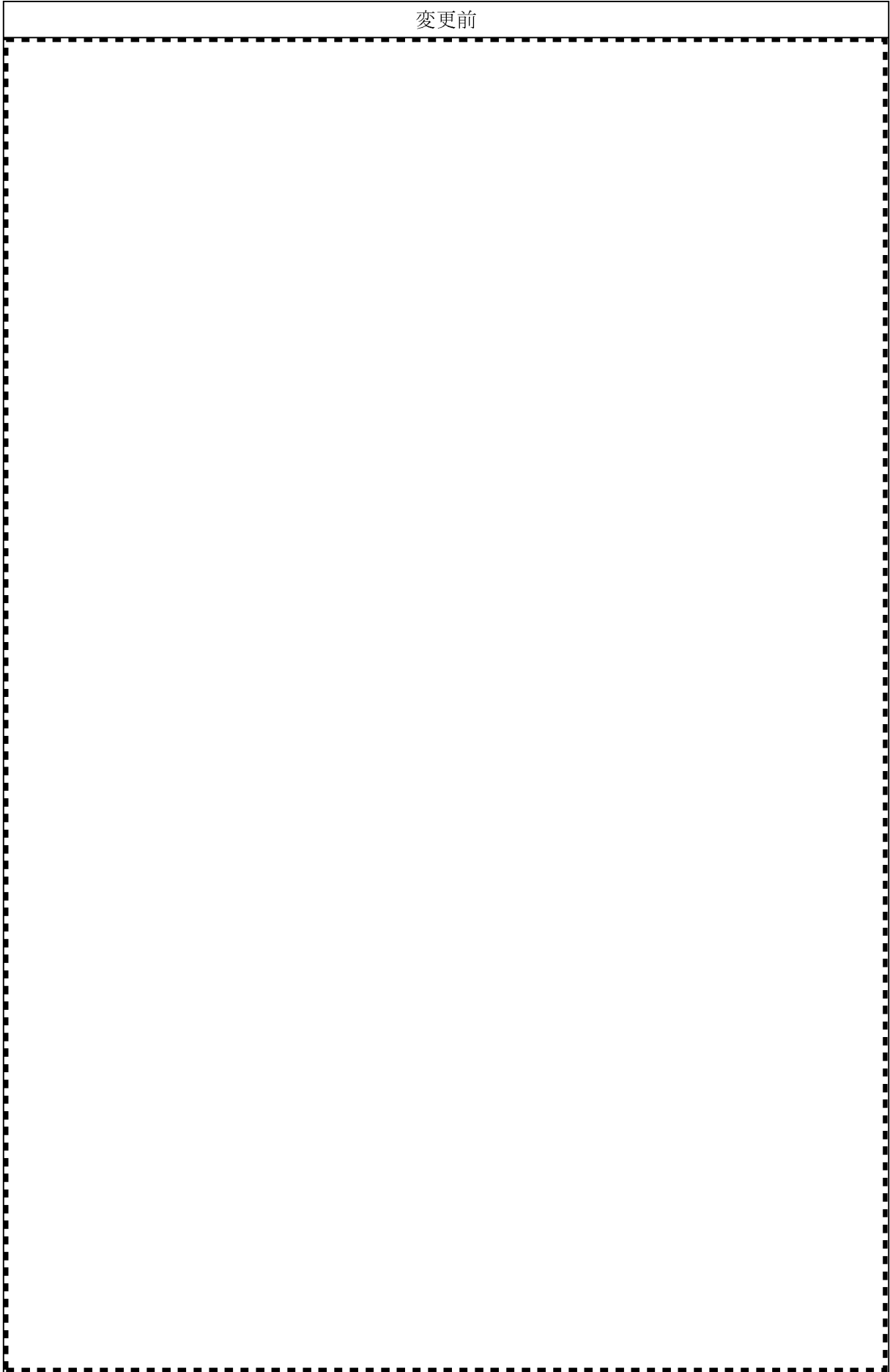
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第5廃棄物貯蔵棟）>

変更後

図添 1 表参 2-6-2 火災等による損傷の防止

< 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第 5 廃棄物貯蔵棟） >

変更前



図添1表参2-7-1 (1/2) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>

変更前

図添1表参2-7-1 (2/2) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>

変更後

図添1表参2-7-2 (1/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>

変更後

第2加工棟の火災区域、火災区画の設定に係る加工事業変更許可申請書からの変更点に関する詳細説明

- ①事業変更許可申請書において、図中に①で示した境界を境に西側を火災区画2P-1、東側を火災区画2P-3に設定していたが、本申請において中2階8-9通り間A-B通り間の窓に強化せっこうボードを貼り、これを火災区画2P-1と2P-3の境界とすることとしたため、当該境界の西側は火災区画2P-3に設定することに変更した。これに伴い、当該境界の西側の部分の床面積及び配置している可燃物量は火災区画2P-1のものから差し引かれ、火災区画2P-3に加算されることになる。
- ②事業変更許可申請書において、②で示した部分は火災影響評価の対象とする火災区域、火災区画を設定しない堅穴区画としていたが、本申請における詳細設計の結果、火災区画2P-1に含めることとした。このため、当該部分の床面積は火災区画2P-1に加算されることとなる。なお、当該部分には可燃物は可燃物を配置していない。

上記、①及び②の変更により、等価時間の評価のインプットとなる火災区画2P-1及び2P-1の床面積(m²)及び配置する可燃物量から求める発熱量(MJ)は以下のとおり変更となる。

	事業変更許可申請書 (変更前)	本申請 (変更後)
床面積	2P-1 : 1304 m ² 2P-3 : 303 m ²	2P-1 : 1264 m ² 2P-3 : 350 m ²
可燃物量	2P-1 : 626050 MJ 2P-3 : 79890 MJ	2P-1 : 623450 MJ 2P-3 : 82500 MJ

- ③加工事業変更許可申請書において、第2加工棟を含む本加工施設には、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一ととしていたが、本設工認申請においては、同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、取り扱うウランの性状を考慮し、第1種管理区域境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定することとし、火災区域2P-5及び2P-7内にそれぞれ、火災区画2P-5(I)/2P-5(II)、2P-7(I)/2P-7(II)を設定することとした。

これに伴い、等価時間の評価のインプットとなる火災区画2P-5(I)、2P-5(II)、2P-7(I)、2P-7(II)の床面積(m²)及び配置する可燃物量から求める発熱量(MJ)は以下のとおりとなる。

	事業変更許可申請書 (変更前)	本申請 (変更後)
床面積	2P-5 : 880 m ² 2P-7 : 953 m ²	2P-5(I) : 443 m ² 2P-5(II) : 437 m ²
		2P-5(I) : 586 m ² 2P-5(II) : 367 m ²
可燃物量	2P-5 : 366640 MJ 2P-7 : 417160 MJ	2P-5(I) : 216490 MJ 2P-5(II) : 150150 MJ
		2P-7(I) : 317990 MJ 2P-7(II) : 99180 MJ

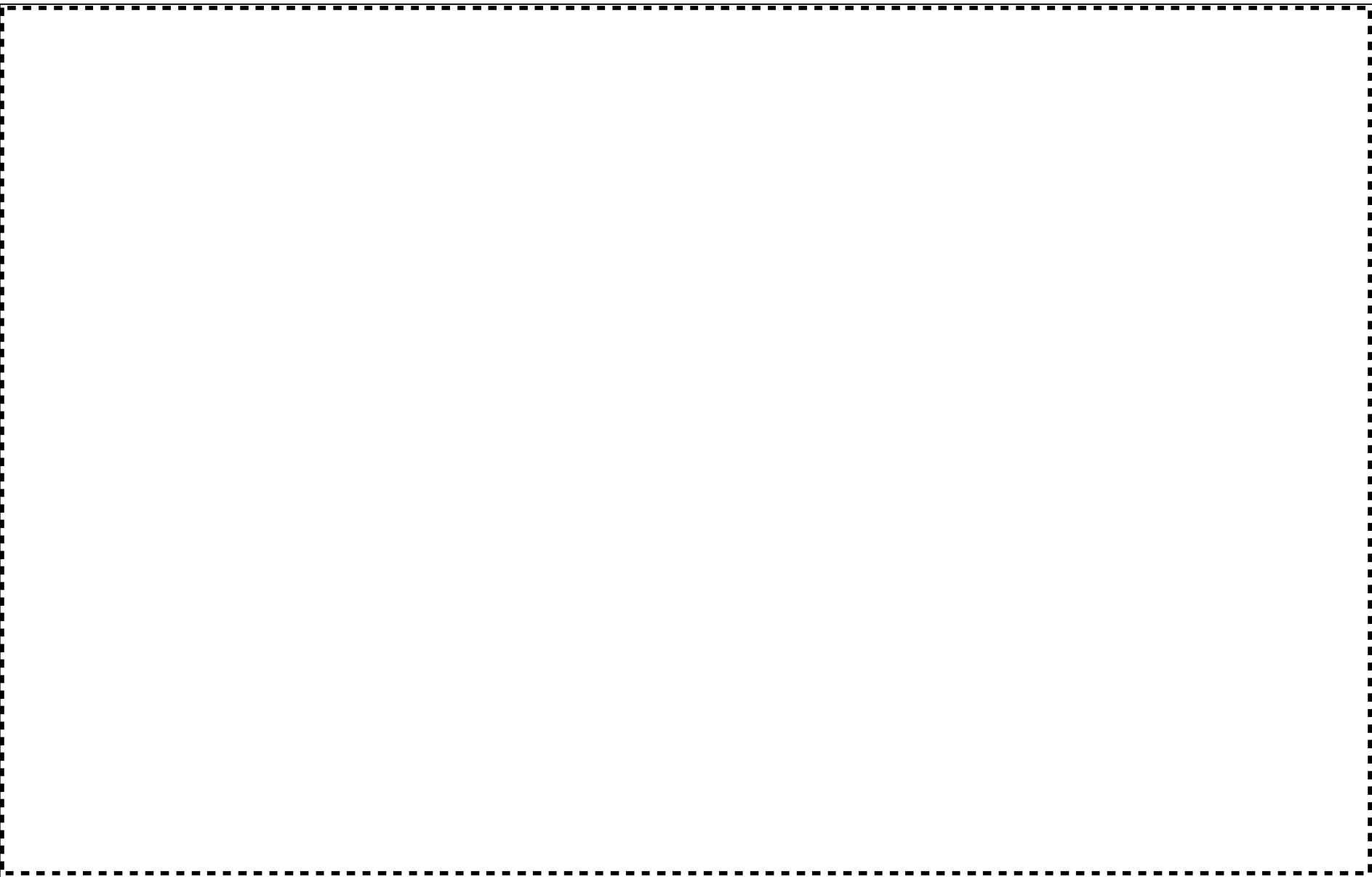
図添1表参2-7-2(2/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>

変更後

- ④本設工認申請において、事業変更許可申請書の火災影響評価において用いていた部屋名称を適正化している。名称の適正化であり、等価時間の評価のインプットとなる床面積、可燃物量等に変更は生じない。
- ⑤火災区域、火災区画を設定しない防火区画を明確化した。
事業変更許可申請書においては、当該区画は建築基準法施行令第百十二条第 11 項に定める堅穴部分の防火区画であり、耐火壁等により区画がなされた防火区画であるが、可燃物がないことから隣接する区画に火災の影響を及ぼさないため、等価時間の評価の対象外とし、火災区域、火災区画を設定しない方針としていた。本設工認申請において、堅穴区画内の第 1 種管理区域とその他の区域の境界を堅穴区画内の火災区画境界として明確化した。堅穴区画内には火災源はなく、また、可燃物の配置を制限する管理を行うため、堅穴区画内の火災区画境界の耐火時間（2 時間）を超えて火災が継続するおそれはなく、隣接する火災区域に火災の影響を及ぼさず、他の火災区画への延焼を防止し、火災による影響を軽減するとした基本的な設計方針に変更はない。
- ⑥本設工認申請書の火災区画図において、第 2 加工棟の地下槽ピットについて、明確化した。地下槽ピットには可燃物を配置しない管理を行い、また、火災区画の床面積が小さい方が保守的な評価となるため、地下槽ピットの床面積は火災区画の床面積に含めない。したがって、等価時間の評価のインプットに変更はない。

図添 1 表参 2-7-2 (3/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更>

変更前

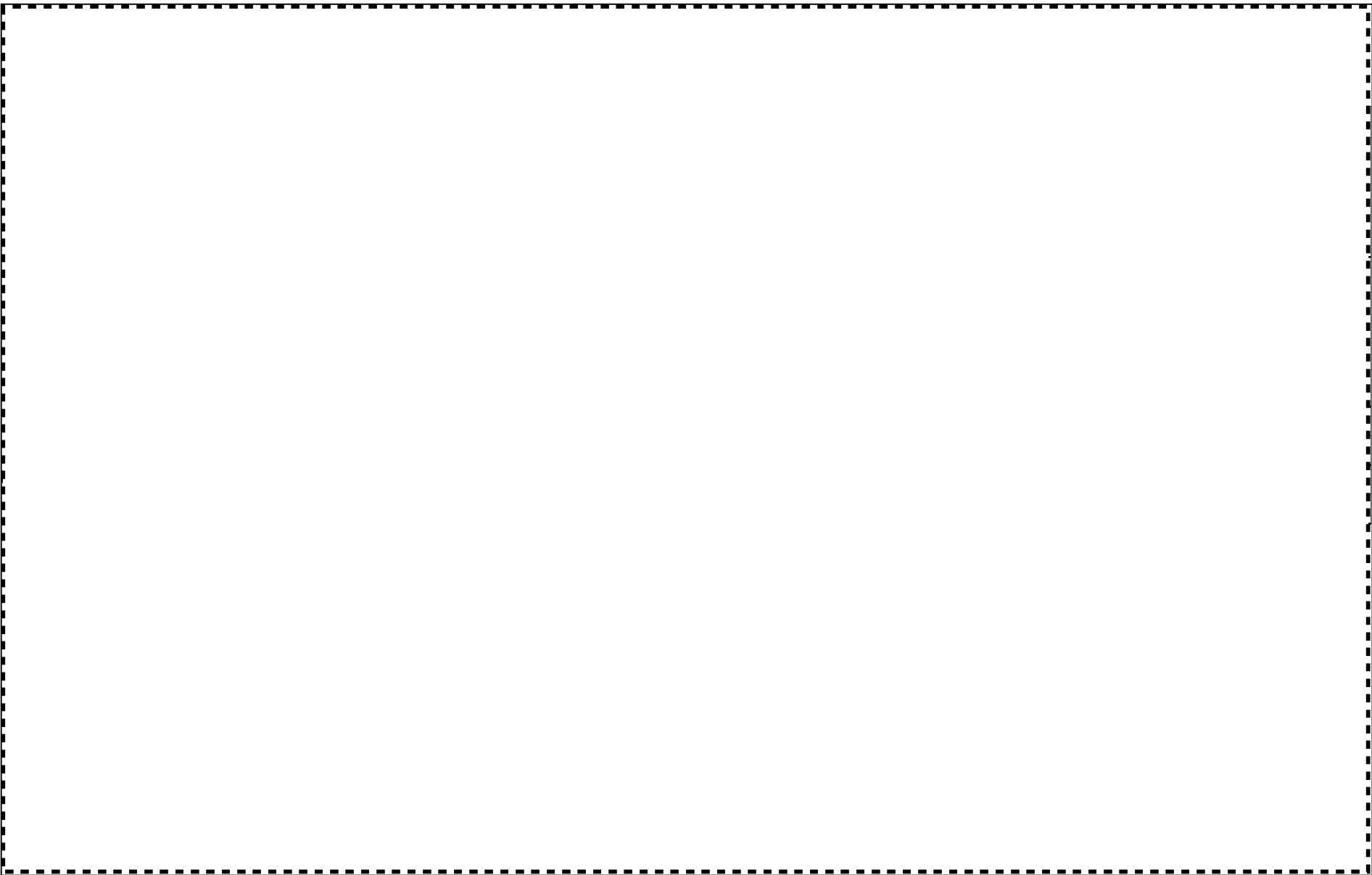


図添 1 表参 2-8-1 (1 / 2) 遮蔽<外部被ば>評価>

変更前

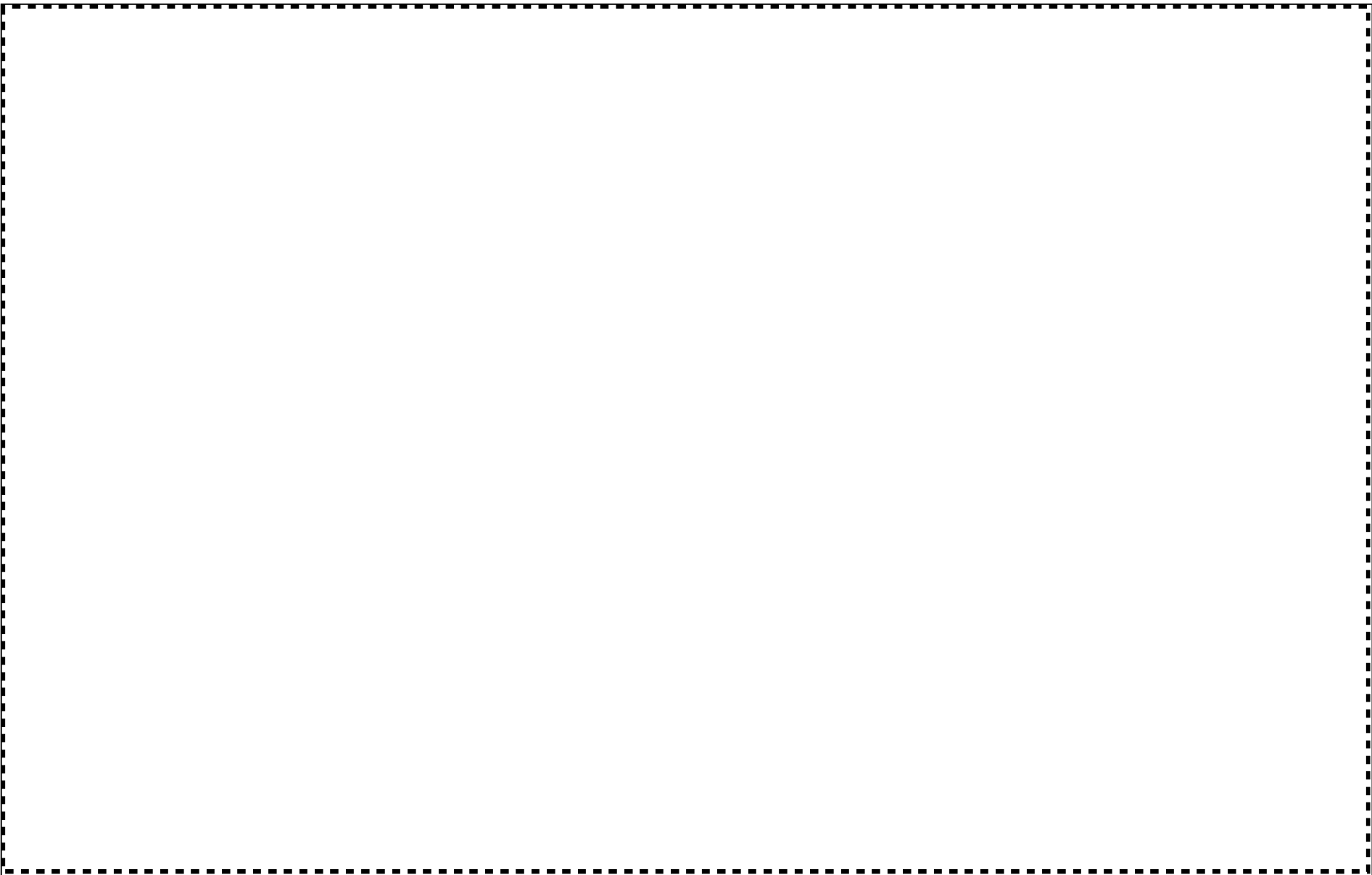
図添1表参2-8-1(2/2) 遮蔽<外部被ばく評価>

変更後



図添 1 表 参 2 - 8 - 2 (1 / 3) 遮蔽<外部被ば>評価>

変更後



図添 1 表参 2-8-2 (2 / 3) 遮蔽<外部被ばい<評価>

変更後

図添1表参2ハ-8-2(3/3) 遮蔽<外部被ばく評価>

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）への適合性について、以下に示す技術基準規則の条項ごとに整理した。

- 第四条（核燃料物質の臨界防止）関連【臨界】
- 第五条（安全機能を有する施設の地盤）関連【地盤】
- 第六条（地震による損傷の防止）関連【地震】
- 第七条（津波による損傷の防止）関連【津波】
- 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【外部衝撃】
- 第九条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【不法侵入】
- 第十条（閉じ込めの機能）関連【閉じ込め】
- 第十一条（火災等による損傷の防止）関連【火災等】
- 第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）関連【溢水】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【安全機能】
- 第十五条（材料及び構造）関連【材料・構造】
- 第十六条（搬送設備）関連【搬送】
- 第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【貯蔵】
- 第十八条（警報設備等）関連【警報】
- 第十九条（放射線管理施設）関連【放管】
- 第二十条（廃棄施設）関連【廃棄】
- 第二十一条（核燃料物質等による汚染の防止）関連【汚染防止】
- 第二十二条（遮蔽）関連【遮蔽】
- 第二十三条（換気設備）関連【換気】
- 第二十四条（非常用電源設備）関連【非常用電源】
- 第二十五条（通信連絡設備）関連【通信連絡】

添2表1-1及び添2表1-2に適合性確認結果（次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲を含む。）、添2別表1-1-1及び添2別表1-2-1に設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲を含む。）を示す。

ここで、それぞれの設計仕様には個別の設計番号を与えており、以下の資料において、[]付き番号で示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

（例）[11.7.2-F1]：技術基準規則第十一条第7項第二号に対する設備・機器の設計仕様。

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様。

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様。

本申請の対象となる建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を添2表1-3-1、添2表1-3-2、添2表1-3-3に示す。

次に、技術基準規則への適合状況を説明する。

また、以下の先行申請した設計及び工事の計画（以下「先行申請」という。）において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（以下「次回表」という。）に記載していた技術基準に基づく仕様について、本申請の段階での管理状況を整理したものを添2参考資料1に示す。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）

本申請では、建物である第2加工棟を対象施設としている。先行申請のうち第1次申請及び第2次申請では、その第2加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載している。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、当該施設の仕様（設備側の仕様）ではなく、第2加工棟の仕様（建物側の仕様）である又は次回以降申請の施設の仕様であるため、本申請の段階では当該施設自身の仕様に影響を及ぼすものではなく、したがって、当該施設が本申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理している。また、先行申請のうち第3次申請では、建物である第1加工棟、その第1加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載している。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、本申請の対象施設である第2加工棟と仕様を取り合う箇所はない又は次回以降申請の施設の仕様であるため、当該施設が本申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理している。

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（注）

建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	技術基準規則		項目	設計番号	その他許可で求める仕様
						境界	項目			
						第四象第1項	第四象第2項			
付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	増設	—	—	—	4.2-B1 (設計番号)	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	新設	—	○	—	5.1-F1 (申請)	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	改造	—	○	—	6.1-B1 (重要度1層)	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	改造	—	○	—	6.1-F1 (重要度1層)	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	新設	—	●	—	—	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	新設	—	●	—	—	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	改造	—	○	—	—	—
	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造	—	○	—	—	—
	その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	仮移設	—	◇	—	—	—

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。	(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) ◇：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) *：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を添2別表1-1-1に示す。 表の太枠線内(塗りつぶしの箇所)は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		臨界			地震			津波			外部衝撃		不法侵入		閉じ込め			火災等			洪水			安全機能			材料・構造			貯蔵			警報			放管			廃棄			汚染防止			遮蔽			換気			非常用電源			通信連絡			その他許可で求める仕様					
					技術基準規則	項目	設計番号	第四條第1項	第四條第2項	第四條第3項	第五條	第六條第1項	第六條第2項	第六條第3項	第七條	第八條第1項	第八條第2項	第八條第3項	第九條	第十條	第十一條第1項	第十一條第2項	第十一條第3項	第十一條第4項	第十一條第5項	第十一條第6項	第十一條第7項	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條第1項	第十四條第2項	第十四條第3項	第十四條第4項	第十五條第1項	第十五條第2項	第十六條	第十七條	第十八條第1項	第十八條第2項	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條第1項	第二十二條第2項	第二十三條	第二十四條第1項	第二十四條第2項	第二十五條第1項	第二十五條第2項	外部との通信連絡	外部との通信連絡	外部との通信連絡	外部との通信連絡	外部との通信連絡	外部との通信連絡	外部との通信連絡										
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット保管箱 置上部	改造	○	△[5]	-	◎	◎	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	-	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-												
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット保管箱 搬送部	改造	○	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-											
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	波板移載部	改造	○	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-												
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.1	ペレット編成挿入部	改造	○	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-												
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置No.1	-	改造	○	△[5]	-	◎	◎	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台	-	改造	◎	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-											
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備No.1	真空加熱炉部	改造	◎	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-											
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備No.1	運搬台車	改造	◎	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-											
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	燃料棒搬送No.1-1部	改造	○	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	●	◎	-	-	-	◎	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											

(変更内容)
 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。
 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。
 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。
 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

(凡例*)
 ○：当該基準に該当しないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◉：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 ◊：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 *) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を添2別表1-2-1に示す。
 表の太枠線内(塗りつぶしの箇所)は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分				外部衝撃	不法侵入	火災等	洪水	避難通路	安全機能	材料・構造	貯蔵	警報	放管	廃棄	汚染防止	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可で求める仕様	
					技術基準規則																				設計番号
					第四條第1項	第四條第2項	第四條第3項	第五條																	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	第二端栓溶接 No.1-1部	改造	○	△ [5]	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	改造	○	△ [5]	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	燃料棒搬送No.1-2部	改造	○	△ [5]	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	燃料棒搭載 (1)部	改造	○	△ [5]	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	被覆管コンベア部	変更なし	○	△ [5]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	除染コンベア部	変更なし	○	△ [5]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	燃料棒トレイ移送部	改造	○	△ [5]	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.2燃料棒移送装置(A)	-	変更なし	○	△ [5]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.3燃料棒移送装置(2)	-	変更なし	○	△ [5]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(変更内容)
 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。
 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。
 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。
 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

(凡例*)
 ○：当該基準に該当しないもの。
 △：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 ◇：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を添2別表1-2-1に示す。
 表の太枠線内(塗りつぶしの箇所)は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分	技術基準規則																			その他許可で求める仕様																									
					項目	臨界			地盤		地震		津波		外部衝撃		不法侵入		閉じ込め		火災等		洪水		避難通路		安全機能		材料・構造		搬送		貯蔵		警報		放管		廃棄		汚染防止		遮蔽		換気		非常用電源		通信連絡	
						第四條第1項	第四條第2項	第四條第3項	第五條	第六條第1項	第六條第2項	第六條第3項	第七條	第八條第1項	第八條第2項	第八條第3項	第九條	第十條	第十一條第1項	第十一條第2項	第十一條第3項	第十一條第4項	第十一條第5項	第十一條第6項	第十一條第7項	第十二條	第十三條	第十四條第1項	第十四條第2項	第十四條第3項	第十四條第4項	第十五條第1項	第十五條第2項	第十六條	第十七條	第十八條第1項	第十八條第2項	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條第1項	第二十二條第2項	第二十三條	第二十四條第1項	第二十四條第2項	第二十五條第1項	第二十五條第2項			
設計番号	4.1-F1 (核的制限値)	4.2-F1 (立体角法)	4.2-F2 (臨界計算)	5.1-F1 (地盤)	6.1-F1 (風速分類)	8.1-F2 (幅広温)	8.1-F3 (電巻)	10.1-F1 (落下防止)	10.1-F2 (密閉構造)	10.1-F3 (汚染の広がりを防止)	11.1-F1 (消火設備)	11.1-F2 (火災検知)	11.3-F1 (設備本体)	11.3-F2 (電源遮断器)	12.1-F1 (洪水)	12.1-F3 (漏電遮断器)	13.1-F1 (避難通路)	14.1-F1 (探検条件)	14.2-F1 (検査試験)	15.1-F1 (強度及び耐食性)	16.1-F1 (耐圧試験)	16.2-F1 (漏えい試験)	17.1-F1 (貯蔵)	18.1-F1 (警報)	19.1-F3 (MF)	20.1-F1 (廃棄能力)	20.1-F2 (区画)	24.2-F1 (バツテリ)	24.2-F2 (非発接続)	25.1-F1 (所内連絡)	99-F1 (IG)	99-F2 (貯蔵能力)	99-F3 (設備撤去)	99-F5 (固縛)	99-F6 (伝送多様性)															
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機No.2-1	ペレット編成挿入部	改造	○	△[5]	-	-	◎	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-				
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置No.2	-	改造	○	△[5]	-	-	◎	◎	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台No.9	-	変更なし	○	△[5]	-	-	◎	◎	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台No.10	-	変更なし	○	△[5]	-	-	◎	◎	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備No.9	-	変更なし	○	△[5]	-	-	◎	◎	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型No.1	-	改造	○	-	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	-	-				
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型No.2	-	改造	○	-	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	-	-				
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックD型No.1	-	改造	○	-	△[5]	-	◎	●	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	-	-				
(変更内容)					(凡例*)																																													
新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) ◇：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を添2別表1-2-1に示す。 表の太枠線内(塗りつぶしの箇所)は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																													

添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（建物・構築物）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第四条第2項 複数ユニット	4.2-B1（臨界隔離壁）	第2加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第五条 地盤	5.1-B1（地盤）	自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設ける。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	5.1-F1（地盤）	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
第六条第1項 耐震	6.1-B1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。	● 第2加工棟（緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉を含む。）を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	6.1-F1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。	● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第八条第1項 自然災害	8.1-B2（竜巻）	設計竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有するとともに、設計竜巻の発生に伴う飛来物による貫通損傷が生じない。	● 第2加工棟（緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部を含む。）を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B6（落雷）	建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	8.1-B3（降下火砕物）	建物の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B4（積雪）	建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B5（森林火災）	想定する火災源（森林）に対する離隔距離が、危険距離以上となる。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第八条第2項 人為事象	8.2-B2（外部火災）	想定する火災源に対する離隔距離が、危険距離以上となること並びに想定する爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保している又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第九条 不法侵入 不正アクセス	9.1-B1（堅固障壁）	建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	9.1-B2（不正アクセス）	施設運転制御系システムには、外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じる。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
第十条 閉じ込め、落下防止	10.1-B1（管理区域）	管理区域を第1種管理区域と第2種管理区域に区分する。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	10.1-B2（液体漏えい防止）	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	10.1-B3（負圧維持）	建物は漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第十一条第1項 消火及び警報設備	11.1-F1（消火設備）	消防法に基づいて、消火設備を設置する。	● 第2加工棟の消火設備 消火器を増設する。第5廃棄物貯蔵棟の消火設備 消火器を新設する。
	11.1-F2（火災検知）	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を新設する。
第十一条第3項 不燃性及び難燃性	11.3-B1（建物本体）	建物・構築物の本体は不燃性材料又は難燃性材料を用いる。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	11.3-B2（防火区画）	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	11.3-B3（貫通部処理）	配管、配線等が防火区画の床又は壁を貫通する場合には、貫通部に防火処置を講じる。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	11.3-F2（配線用遮断器）	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟の緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第十一条第5項 水素滞留防止	11.5-B1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第十二条 溢水	12.1-B1（無溢水源）	建物内は溢水源がない。	● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	12.1-B2（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。	● 第2加工棟（緊急設備 堰、密閉構造扉を含む。）を改造する。
第十三条 安全避難通路	13.1-F1（避難通路）	建物内には、床面への表示により安全避難通路を設け、誘導灯を設置し、停電時にも屋外に退避できるよう非常用照明を設ける。	● 第2加工棟の緊急設備 避難通路を新設し、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。

添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（建物・構築物）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第十四条第1項 環境条件	14.1-B1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	● 第2加工棟（緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉を含む。）を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	14.1-F1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を改造する。 第2加工棟の消火設備 消火器を改造し、緊急設備 避難通路を新設し、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第十四条第2項 検査又は試験	14.2-B1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	● 第2加工棟（緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉を含む。）を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	14.2-F1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を改造する。 第2加工棟の消火設備 消火器を改造し、緊急設備 避難通路を新設し、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第十八条第1項 警報	18.1-F1（警報）	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を新設する。
第十九条 放射線管理施設	19.1-B1（放射線管理施設）	第1種管理区域の出入口付近に放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第二十一条 汚染防止	21.1-B1（平滑塗装）	第1種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第二十二条第1項 直接線 スカイシャイン線	22.1-B1（遮蔽壁等）	周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする。	● 第2加工棟（緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部を含む。）を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第二十二条第2項 遮蔽設備	22.2-B1（遮蔽設備）	壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第二十三条 換気設備	23.1-B1（換気）	第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により換気を行う。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第二十四条第2項 無停電電源装置	24.2-F1（バッテリー）	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
	24.2-F2（非発接続）	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第二十五条第1項 通信連絡設備	25.1-F1（所内連絡）	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を新設する。
その他許可で求める仕様	99-B1（梯子）	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために加工施設の建物の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	99-B3（建物撤去）	施設を撤去する。	● 第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。
	99-B4（F3 竜巻）	F3 竜巻の風荷重及び飛来物に耐える。	● 第2加工棟を改造する。
	99-B5（1G）	耐震重要度分類第1類の建物・構築物は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる。	● 第2加工棟を改造する。

添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（建物・構築物）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第五条 地盤	5.1-F1（地盤）	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板により適合性を確認する。）
第六条第1項 耐震	6.1-F1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板により適合性を確認する。）
第八条第1項 自然災害	8.1-F2（極低温）	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓により適合性を確認する。）
	8.1-F4（生物学的事象）	換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 のダクトにより適合性を確認する。）
第十条 閉じ込め、落下防止	10.1-B3（負圧維持）	建物は漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 の排風機により適合性を確認する。）
第十一条第1項 消火及び警報設備	11.1-F1（消火設備）	消防法に基づいて、消火設備を設置する。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、消火設備 自動式の消火設備により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、消火設備 可搬消防ポンプにより適合性を確認する。）
11.1-F2（火災検知）	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。	△ ー（次回以降申請で、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）により適合性を確認する。）	
		△ ー（次回以降申請で、緊急設備 防火ダンパーにより適合性を確認する。）	
11.3-B2（防火区画）	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する。	△ ー（次回以降申請で、緊急設備 防火ダンパーにより適合性を確認する。）	
第十一条第5項 水素滞留防止	11.5-B1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 の排風機により適合性を確認する。）
第十二条 溢水	12.1-F4（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。	△ ー（次回以降申請で、緊急設備 漏水検知器により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、緊急設備 遮水板、緊急設備 防水カバーにより適合性を確認する。）
第十三条 安全避難通路	13.1-F2（可搬型照明）	加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する。	△ ー（次回以降申請で、緊急設備 可搬型照明により適合性を確認する。）
第十四条第1項 環境条件	14.1-B1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	△ ー（次回以降申請で、粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、プレス No.2-1、連続焼結炉 No.2-1、気体廃棄設備 No.1 とあわせて適合性を確認する。）
	14.1-F1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板により適合性を確認する。）
第十四条第2項 検査又は試験	14.2-F1（検査試験）	安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓、消火設備 自動式の消火設備、緊急設備 漏水検知器、緊急設備 遮水板により適合性を確認する。）
第十八条第1項 警報	18.1-F1（警報）	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 差圧計により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、緊急設備 漏水検知器により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）により適合性を確認する。）
第二十三条 換気設備	23.1-B1（換気）	第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により換気を行う。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 の排風機により適合性を確認する。）
第二十四条第2項 無停電電源装置	24.2-F1（バッテリー）	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。	△ ー（次回以降申請で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）により適合性を確認する。）
	24.2-F2（非発接続）	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。	△ ー（次回以降申請で、消火設備 屋内消火栓により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）により適合性を確認する。）
			△ ー（次回以降申請で、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機により適合性を確認する。）
△ ー（次回以降申請で、非常用電源設備 A 非常用発電機により適合性を確認する。）			
第二十五条第1項 通信連絡設備	25.1-F1（所内連絡）	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計。	△ ー（次回以降申請で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）により適合性を確認する。） △ ー（次回以降申請で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））による事業所内建物間における相互の放送により適合性を確認する。）
第二十五条第2項 外部への通信連絡	25.2-F1（所外連絡）	加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。	△ ー（次回以降申請で、通信連絡設備 所外通信連絡設備により適合性を確認する。）
その他許可で求める仕様	99-F7（吹き込み防止）	F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備 No.1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。	△ ー（次回以降申請で、気体廃棄設備 No.1 のダクトにより適合性を確認する。）




添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（建物・構築物）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第五条 地盤	5.1-F1（地盤）	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第六条第1項 耐震	6.1-F1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第八条第1項 自然災害	8.1-F2（極低温）	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第十一条第1項 消火及び警報設備	11.1-F1（消火設備）	消防法に基づいて、消火設備を設置する。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第十四条第1項 環境条件	14.1-F1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第十四条第2項 検査又は試験	14.2-F1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。

添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第四条第1項 単一ユニット	4.1-F1（核的制限値）	核的制限値を設定する。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
			◎ 一（第2加工棟の燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車の核的制限値を変更するが工事を伴わない。）
第五条 地盤	5.1-F1（地盤）	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2 を改造する。
第六条第1項 耐震	6.1-F1（重要度分類）	耐震重要度分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。	◎ 一（耐震設計を見直したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料集集体保管ラック C型 No.1、燃料集集体保管ラック C型 No.2、燃料集集体保管ラック D型 No.1 を改造する。 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2 を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第八条第1項 自然災害	8.1-F3（竜巻）	F1 竜巻による水平荷重及び浮き上がり荷重に耐える。	● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2 を改造する。
第十条 閉じ込め、落下防止	10.1-F1（落下防止）	搬送又は貯蔵する核燃料物質の落下防止策を講じる。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	10.1-F2（密閉構造）	核燃料物質を設備又は容器内に閉じ込める。	● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2 を改造する。
	10.1-F3（汚染の広がり防止）	保安規定に基づき、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する設計。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	10.1-F3（汚染の広がり防止）	保安規定に基づき、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する設計。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第十一条第3項 不燃性及び難燃性	11.3-F1（設備本体）	設備本体には不燃性材料又は難燃性材料を用いる。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	11.3-F2（配線用遮断器）	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、燃料集集体保管ラック C型 No.1、燃料集集体保管ラック C型 No.2、燃料集集体保管ラック D型 No.1 を改造する。 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2 を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第十二条 溢水	12.1-F1（没水）	加工施設内における溢水の発生により、没水しない構造とする。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	12.1-F3（漏電遮断器）	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）

添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第十四条第1項 環境条件	14.1-F1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、燃料集合体保管ラックC型 No.1、燃料集合体保管ラックC型 No.2、燃料集合体保管ラックD型 No.1を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域を新設する。 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第十四条第2項 検査又は試験	14.2-F1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、燃料集合体保管ラックC型 No.1、燃料集合体保管ラックC型 No.2、燃料集合体保管ラックD型 No.1を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域を新設する。 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第十八条第1項 警報	18.1-F1（警報）	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏れいすおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第十九条 放射線管理施設	19.1-F3（MP）	モニタリングポストにより、周辺監視区域境界付近の空間線量率を計測し、放射線監視盤（モニタリングポスト）に表示する。	● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第二十条 廃棄施設	20.1-F1（廃棄能力）	区域ごとに定める保管廃棄能力を有する。	● 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域を新設する。
	20.1-F2（区画）	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、床面にペイントで区画を明示する。	● 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域を新設する。
第二十四条第2項 無停電電源装置	24.2-F1（バッテリー）	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
	24.2-F2（非発接続）	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
その他許可で求める 仕様	99-F1（1G）	耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる。	◎ 一（耐震設計を見直したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料集合体保管ラックC型 No.1、燃料集合体保管ラックC型 No.2、燃料集合体保管ラックD型 No.1を改造する。
	99-F2（貯蔵能力）	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	99-F3（設備撤去）	施設を撤去する。	● 第2廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  廃棄物保管区域、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明を撤去する。
	99-F5（固縛）	廃棄物ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。	◎ 一（廃棄物ドラム缶の固縛方法を明確化したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	99-F6（伝送多様性）	有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる。	● 屋外のモニタリングポスト No.1、モニタリングポスト No.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。

添2別表1-2-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第四条第2項 複数ユニット	4.2-F1（立体角法）	立体角法により評価した核的に安全な配置とする。	△ ー（次回以降申請で、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A）、燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置（2）、ペレット検査台 No.2、燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部、燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部、燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、計量設備架台 No.9、計量設備架台 No.10、燃料棒搬送設備 No.9 により適合性を確認する。）
	4.2-F2（臨界計算）	臨界計算により評価した核的に安全な配置とする。	△ ー（次回以降申請で、燃料集集体保管ラックC型 No.1、燃料集集体保管ラックC型 No.2、燃料集集体保管ラックD型 No.1 により適合性を確認する。）
第二十四条第2項 無停電電源装置	24.2-F2（非発接続）	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。	△ ー（次回以降申請で、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機により適合性を確認する。）

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(2/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法(mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十一	十二	二十	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	二				
									一	次	次	度	1	3	火	災	入	め	め	災	水	二	二				
									次	①	②	③	①	③	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②			
1階	外壁・外部扉	外壁1-8	第2加工棟入口、第2出入管理室と出荷ヤード (11通り/A-B通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-1)	鉄筋コンクリート 鉄(特定防火設備)	-	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	-	◎	-			
			扉1-1袖壁 図ハ-2-1-1-1参照	-	扉1-1袖壁	鉄筋コンクリート		図ハ-2-1-1-1 図ハ-2-1-3-7	新設	-	●	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	竜巻対策扉に改造 竜巻飛来物は防護壁(袖壁)にて防護	
			第2出入管理室と屋外 (A通り/9-11通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	外部爆発対策増し打ち
		外壁1-9①	第2-1ペレット検査室と屋外 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -9通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図ハ-II-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち	
		外壁1-9②	第2-1ペレット検査室と屋外 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -9通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち	
		外壁1-10	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-7)	鉄筋コンクリート 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	○	-	-	◎	◎	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	外壁の増し打ち(外部爆発) 竜巻飛来物及び遮蔽は外壁1-18と合わせて防護 外部爆発は外壁1-10で防護
		外壁1-11	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/4-8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-11)(溢水対策7)	鉄筋コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-1 図ハ-2-1-1-4-6 図ハ-2-1-3-2-9 図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	安全機能なし 南面外壁の増し打ちに伴い追加設置
		防護壁	屋外(第2加工棟南側) 図ハ-2-1-1-1参照	-	南側防護壁	鉄筋コンクリート	図ハ-2-1-1-1 図ハ-2-1-3-5	新設	-	●	-	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉1-11を竜巻飛来物及び外部爆発から防護	
		外壁1-12	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -4通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	扉(扉:1-10) 表面PL-4.5両面 内寸196mmに コンクリート充填 (既設溢水対策12)	鉄筋コンクリート 鋼材・鉄板(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-2-4	工事なし	-	◎	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大型搬入口扉(南側) 竜巻飛来物及び遮蔽は大型搬入口扉防護増し打ち壁と合わせて防護 外部爆発は大型搬入口扉防護増し打ち壁で防護 遮蔽は表面も含める。	
							大型搬入口扉防護増し打ち壁	鉄筋コンクリート	図ハ-2-1-1-2-9 図ハ-2-1-3-2-0	改造	-	●	-	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は扉1-10と合わせて防護 外部爆発は大型搬入口扉防護増し打ち壁で防護

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(3/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	火	火	火	火	火					
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	①	②	部	水	蔽				
1階	外壁・外部扉	外壁1-13	第2-1ペレット室、第2-1混合室と屋外 (A通り/1-3_4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち		
		外壁1-14	第2-1混合室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち(耐震)	
		外壁1-15	第2粉末受入室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	改造	-	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
					扉(扉:1-7)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	○	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PAT	◎	竜巻対策扉に改造 竜巻飛来物はコンクリート充填扉にて防護
					扉(扉:1-8)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	○	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PAT	◎
			扉(扉:1-9)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	○	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PAT	◎	竜巻対策扉に改造 竜巻飛来物はコンクリート充填扉にて防護
		コンクリート充填扉	屋外(第2加工棟西側) 図ハ-2-1-1-1参照	-	コンクリート充填扉	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-1 図ハ-2-1-3-3 図ハ-2-1-3-4	新設	-	●	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉1-7、1-8、1-9を竜巻飛来物から防護 扉内寸:コンクリート充填厚さ 扉外寸:コンクリート充填厚さ	
		外壁1-16	第2-2混合室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち(耐震)
		外壁1-17	第2-2ペレット室と階段室 (D通り/5-7通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
		外壁1-18	第2-1ペレット室と増設外壁 (A通り/8_9 ⁽¹⁾ -8_9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-11-1	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁1-10と合わせて防護 外部爆発は外壁1-10で防護

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(4/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四条		六条			八条				九条	十条	十条六号	十一条	十二条	二十二条	備考		
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽			
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-1	中2階吹抜と屋外 (D通り/1-5通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-1の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-2	中2階階段室と屋外 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-2の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-3	中2階吹抜と屋外 (D通り/7-11通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-3の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-4	屋外(東側外壁) (12通り/C-D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-4の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-5	屋外(東側外壁) (12通り/A-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-5の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-6-①	中2階吹抜と屋外 (11通り/C _D ⁽¹⁾ -D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-6-①の壁部分と同様の安全機能。																						
		外壁 M2-6-②	第2洗濯室と屋外 (11通り/C-C _D ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	溢水防護区画を除き、外壁1-6-②の壁部分と同様の安全機能。																			◎			
		外壁 M2-7	中2階吹抜と屋外 (11通り/B-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	溢水防護区画を除き、外壁1-7の壁部分と同様の安全機能。																				◎		
		外壁 M2-8	第2-1事務室と屋外 (11通り/A-B通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界を除き、外壁1-8の壁部分と同様の安全機能。																				◎	◎	
外壁 M2-9-①	第2-1事務室と屋外 (A通り/9-11通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-9-①の壁部分と同様の安全機能。																								

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(5/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考	
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	法	じ	じ	部	水	蔽	
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	侵	込	込	火	災	災	
中2階 外壁・外部扉	外壁	M2-9-②	第2-1事務室と屋外 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -9通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	管理区域境界を除き、外壁1-9-②の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-10	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-10の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-11	中2階吹抜と屋外 (A通り/4-8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-11の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-12	中2階吹抜と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -4通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	改造	-	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち
	外壁	M2-13	中2階吹抜と屋外 (A通り/1-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-13の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-14	中2階吹抜と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-14の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-15	中2階吹抜と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-15の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-16	中2階吹抜と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-16の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-17	中2階吹抜と屋外階段 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-17の壁部分と同様の安全機能。																				
	外壁	M2-18	中2階吹抜と増設外壁 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-18の壁部分と同様の安全機能。																				

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (6/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六				八				九	十	十	十	十	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		二	
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	法	じ	じ	部	水	十		
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	込	込	火	水	二		
									◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2階	外壁・外部扉	外壁 2-1	第2-2燃料棒加工室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		外壁 2-2 ①	ダクトスペース外壁 (D通り/2-3通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	○
		外壁 2-2 ②	ダクトスペース外壁 (D通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	○
		外壁 2-3	第2部品室、第2梱包室、第2輸送容器保管室と屋外 (D通り/3.4 ⁽¹⁾ -12通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-
					扉 (扉 2-1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	竜巻対策扉に改造
					扉 (扉 2-2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	竜巻対策扉に改造
		外壁 2-4	第2輸送容器保管室と屋外 (12通り/A-D通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-
		外壁 2-5	第2輸送物保管室、第2-1組立室と屋外 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -12通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-15	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-
					扉 (扉 2-6)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	外部爆発対策増し打ち閉止部②
		防護柵	屋外 (第2加工棟南側) 図ハ-2-1-1-12参照	-	防護柵 No.2	鋼	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-3-11	新設	-	●	●	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		外壁 2-6	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎
					扉 (扉 2-7)	鉄	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
扉 (扉 2-8)	鉄				図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (7/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	二十	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		二		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	法	じ	じ	部	水	二				
									界	1	2	裕	F	F	山	災	入	込	込	火	水	十				
										次	次	度	1	3				め	め	災		二				
2階	外壁・外部扉	外壁 2-7	第2-1組立室、第2燃料棒検査室と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	外部爆発対策増し打ち		
			扉 (扉:2-5)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	○	竜巻対策扉に改造 F3 風荷重では損傷するが、竜巻飛来物は防護柵 No.1 で防護			
		防護柵	屋外 (第2加工棟南側) 図ハ-2-1-1-1 2参照	-	防護柵 No.1	鋼	図ハ-2-1-1-1 2 図ハ-2-1-3-1 0	新設	-	●	●	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉 2-5 を竜巻飛来物から防護	
		外壁 2-8	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち	
		外壁 2-9 ①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁 2-16-② と合わせて防護 外部爆発は外壁 2-9-① で防護	
		外壁 2-9 ②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁 2-16-① と合わせて防護 外部爆発は外壁 2-9-② で防護	
		外壁 2-10	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/1-2 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外部爆発対策増し打ち
		外壁 2-11	第2-1燃料棒加工室と屋外 (1通り/A-B 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
			扉 (扉:2-4) (溢水対策 15)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-1-4 8 図ハ-2-1-3-3 6 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻対策扉に改造 F3 風荷重では損傷するが、竜巻飛来物は防護柵 No.4 で防護
		防護柵	屋外 (第2加工棟西側) 図ハ-2-1-1-1 2参照	-	防護柵 No.4	鋼	図ハ-2-1-1-1 2 図ハ-2-1-3-1 3	新設	-	●	●	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉 2-4 を竜巻飛来物から防護	
		外壁 2-12	第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室と屋外 (1通り/B-C 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち (耐震)




添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(8/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十一	十二	二十	備考					
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	火	火	火	火							
2階	外壁・外部扉	外壁 2-13	第2-2燃料棒加工室と増設外壁 (1通り/C-D通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-				
				管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	扉(扉:2-3) (溢水対策14)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-35 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻対策扉に改造 F3風荷重では損傷するが、竜巻飛来物は防護柵No.3で防護		
				防護柵	屋外(第2加工棟西側) 図ハ-2-1-1-12参照	-	防護柵No.3	鋼	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-3-12	新設	-	●	●	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	扉2-3を竜巻飛来物から防護	
		外壁 2-14	第2-2燃料棒加工室とダクトスペース (D通り/2-2.3 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-		
				溢水防護区画	扉(扉:2-f)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-		
		堰	第2-2燃料棒加工室とダクトスペース間(扉2-f) 図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策9)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-31	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置		
		外壁 2-15	第2部品室とダクトスペース (D通り/2.3 ⁽¹⁾ -3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
		外壁 2-16-①	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁2-9-②と合わせて防護 外部爆発は外壁2-9-②で防護	
				溢水防護区画	扉(扉:2-e)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	○	-	
		堰	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース(扉2-e) 図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策11)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-33	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置		
		外壁 2-16-②	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁2-9-①と合わせて防護 外部爆発は外壁2-9-①で防護
		外壁 2-17	第2-1組立室と増設外壁 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁2-6と合わせて防護 外部爆発は外壁2-6で防護

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(9/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	第2フィルタ室と屋外(D通り/1-2通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-		
		外壁3-2①	ダクトスペース外壁(D通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	竜巻飛来物は外壁3-16 と合わせて防護
		外壁3-2②	ダクトスペース仕切り壁(3通り/D通り外側) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		外壁3-3	ダクトスペース外壁(D通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	竜巻飛来物は外壁3-17 と合わせて防護
		外壁3-4	第2機械室、第2-2事務室、第2-3事務室、第2-2作業支援室と屋外(D通り/3.4 ⁽¹⁾ -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	4-5通り間のみ非耐震壁
					扉(扉:3-2)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	○	竜巻対策扉に改造
					扉(扉:3-1)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	○	竜巻対策扉に改造
		外壁3-5	吹抜部と屋外(D通り/9-11通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	外壁の増し打ち(竜巻)
		外壁3-6	吹抜部と屋外(D通り/11-12通り間、12通り/A-D通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	
		外壁3-7	吹抜部と屋外(A通り/9-12通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	外壁の増し打ち(竜巻飛来物及び外部爆発)
外壁3-8	第2放射線管理室と屋外(A通り/8.9 ⁽¹⁾ -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	外壁の増し打ち(外部爆発)		
			扉(扉:3-6)(溢水対策16)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-1-4-9 図ハ-2-1-3-3-7 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PAT	○	竜巻対策扉に改造		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (10/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	二十	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		十	十	二	
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	空	法	じ	じ	部	溢	二			
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	侵	込	込	火	水	十	十		
3階	外壁・外部扉	外壁3-9	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	外壁の増し打ち (外部爆発) 竜巻飛来物及び遮蔽は外壁 3-18  と合わせて防護 外部爆発は外壁 3-9 で防護		
					扉 (扉:3-ネ)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし 南面外壁の増し打ちに伴い追加設置	
					扉 (扉:3-ナ)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし 南面外壁の増し打ちに伴い追加設置
	外壁3-10	第2放射線管理室、第2開発室と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち (外部爆発)	
				扉 (扉:3-5) (溢水対策 20)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 2 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	◎ 骨組	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
	外壁3-11-①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁 3-19-②  と合わせて防護 外部爆発は外壁 3-11-① で防護	
				扉 (扉:3-7)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし 南面外壁の増し打ちに伴い改造
	外壁3-11-②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁 3-19-①  と合わせて防護 外部爆発は外壁 3-11-② で防護	
	外壁3-12	第2フィルタ室と屋外 (A通り/1-2 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち (外部爆発)
	外壁3-13	第2フィルタ室と屋外 (1通り/A-B 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
				扉 (扉:3-4) (溢水対策 29)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 7 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	◎ 骨組	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	外壁3-14	第2フィルタ室と屋外 (1通り/B-C 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	改造	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	外壁の増し打ち (耐震)

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (11/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十一	十二	十二	備考						
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮					
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水		蔽					
3階	外壁・外部扉	外壁3-15	第2フィルタ室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	○	○	○	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—						
									—	○	—	—	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	竜巻対策扉に改造
									—	○	—	—	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	
		外壁3-16	第2フィルタ室とダクトスペース (D通り/2-3通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物は外壁3-2と合わせて防護			
									—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	◎	◎	◎	—	○	—	—		—	—	—
		堰	第2フィルタ室とダクトスペース間 (扉3-e) 図ハ-2-1-1-49参照	洪水防護区画	堰(洪水対策17)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-38	改造	—	●	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	○	内部洪水対策で設置					
									—	●	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	○		○	○			
		外壁3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	竜巻飛来物は外壁3-3と合わせて防護			
									—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	◎	—	◎	—	○	—	—		—	—	—
									—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	◎	—	◎	—	○	—	—		—	—	—
		外壁3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8.9 ⁽¹⁾ -8.9 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁3-9と合わせて防護 外部爆発は外壁3-9で防護				
—	◎								◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
外壁3-19-①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁3-11-②と合わせて防護 外部爆発は外壁3-11-②で防護						
							—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		
堰	第2フィルタ室とダクトスペース間 (扉3-f) 図ハ-2-1-1-49参照	洪水防護区画	堰(洪水対策17)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-38	改造	—	●	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	○	内部洪水対策で設置							
							—	●	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	○		○	○					
外壁3-19-②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物及び遮蔽は外壁3-11-①と合わせて防護 外部爆発は外壁3-11-①で防護						
							—	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		
4階	外壁・外部扉	外壁4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2.3 ⁽¹⁾ -3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	—	○	—	—	◎	—	○	◎	◎	◎	—	—	—	○	竜巻飛来物は外壁4-8、4-9と合わせて防護						
									—	◎	◎	◎	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		
外壁4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3.4 ⁽¹⁾ -6通り間) 図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート 造壁 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	—	◎	◎	◎	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—							
							—	◎	◎	◎	◎	—	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (12/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十二	備考			
									条	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水		遮蔽		
4階	外壁・外部扉	外壁4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-		
					扉 (扉:4-2)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎
		外壁4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4.5 ⁽¹⁾ -6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	○	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
					扉 (扉:4-a)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	竜巻対策扉に改造
		外壁4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3.4 ⁽¹⁾ -4.5 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
					扉 (扉:4-a)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-
		外壁4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2.3 ⁽¹⁾ -3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	○	-	
					扉 (扉:4-1)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-
		外壁4-7	第2排風機室と屋外 (2.3 ⁽¹⁾ 通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
					扉 (扉:4-1)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	改造	-	○	-	-	◎	-	○	◎	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-
		外壁4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2.3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
扉 (扉:4-d)	鉄 (特定防火設備)				図ハ-2-1-4-5	工事なし			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	◎	-	○	◎	-	○
堰	第2排風機室とダクトスペース間 (扉4-d) 図ハ-2-1-1-50参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策22)	鋼	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-44	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	○	◎	◎	◎	◎
			階段室とダクトスペース (D通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	管理区域境界 火災区画境界			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-
外壁4-9	第2排風機室とダクトスペース (A通り/2.3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
			扉 (扉:4-c)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	○	◎
外壁4-10	第2排風機室とダクトスペース (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
			扉 (扉:4-b)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	○	◎
外壁4-11	第2排風機室とダクトスペース (A通り/3-3.4 ⁽¹⁾ 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
			扉 (扉:4-b)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-5	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	○	◎

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (13/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火	水	蔽			
										界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災					
1階	内壁・内部扉	内壁1-1	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-		
		内壁1-2	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 自動扉 (扉:1-ア)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1	工事なし 工事なし	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	○	-	
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	-	
		内壁1-3	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-
		内壁1-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1 図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	防火区画の改造(開口部のモルタル閉止)を含む	
					扉(扉:1-イ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
					防火板 (防火板:1-ナ 1、1-ナ2)	鋼		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁1-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
					扉(扉:1-カ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁1-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	-	
		内壁1-7	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉(扉:1-イ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁1-8	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁1-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (14/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	十二	二十	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮					
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									界	1	2	裕	F	F	火	外	空	侵	込	込	火	水	蔽					
									①	次	次	度	1	3	山	火	災	入	①	②	災							
1階	内壁・内部扉	内壁1-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁1-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁1-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-46	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	-		
		内壁1-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁1-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○
		内壁1-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
		内壁1-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
		内壁1-17	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	
					扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
		内壁1-18	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
内壁1-18	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-			
			扉(扉:1-h)	鉄(特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (15/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十条六号	十一条	十二条	二十二条	備考				
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽						
1階	内壁・内部扉	内壁1-19①	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1 図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	防火区画の改造 (開口部のモルタル閉止) を含む			
					扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		-	-	-
					防火板 (防火板:1-メ1、1-メ2)	鋼		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		-	-	-
		内壁1-19②	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-		
		内壁1-20	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	-		
					扉 (扉:1-ノ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	-		
		内壁1-21	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-		
		内壁1-22	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-		
					自動扉 (扉:1-シ)	鉄	図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	○	-	-	安全機能なし		
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰 (既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	◎	○	-	-	-		
		内壁1-24,1-24'	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-		
					図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-	
		内壁1-25	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					せっこうボード壁	せっこうボード	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
内壁1-26	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	-	扉 (扉:1-ナ)	鉄	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				
			図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	-	-			

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (16/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	十二	十二	備考			
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	閉	閉	内		溢	二	
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	内	水	十				
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	部	水	二				
1階	内壁・内部扉	内壁1-27	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	-		
		内壁1-28	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	
		内壁1-29	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	◎	-	
		内壁1-30	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 自動扉 (扉:1-エ)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	○	-	安全機能なし
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策3)	鋼		図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-25	改造	-	●	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	-	内部溢水対策で設置
		内壁1-31	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	○	-	
		内壁1-32	欠番																									
		内壁1-33	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	○	-	
		内壁1-34	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	◎	◎	-	
		内壁1-35	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-オ)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	-	
								図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎
		内壁1-36	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-カ)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-	
								図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		二		
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	十			
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	込	込	内		二				
1階	内壁・内部扉	内壁1-37	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-		
		内壁1-38	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
		内壁1-39	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
		内壁1-40	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁1-41	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					扉 (扉:1-b)	鉄																				
		内壁1-42	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					扉 (扉:1-7) (既設溢水対策2)	鉄																				
		内壁1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)																				
		内壁1-44	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	
		内壁1-45	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-
		内壁1-46	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	
		内壁1-47	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (18/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	火	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	①	②	火	災	災		
1階	内壁・内部扉	内壁1-48	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					扉(扉:1-レ)	鉄	図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁1-49	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-
					扉(扉:1-ツ)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
					扉(扉:1-ネ)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
		内壁1-50	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-	
					扉(扉:1-フ)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
		内壁1-51	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁1-52	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
		内壁1-53	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
		内壁1-54	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-	
		内壁1-55	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-
					扉(扉:1-キ1)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	○	-
		内壁1-56	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-
内壁1-57	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
			シャワーユニット	既製品	-	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (19/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	込	込	火	水	蔽				
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②				
1階	内壁・内部扉	内壁1-58	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-	
					扉 (扉:1-n)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-
					扉 (扉:1-k2)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-
		内壁1-59	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-	-			
		内壁1-60	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-		
		内壁1-61	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-		
		内壁1-62	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-		
		内壁1-63	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					扉 (扉:1-h)	鉄	図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁1-64	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	-	-	
					自動扉 (扉:1-s)	鉄	図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	安全機能なし
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策4)	鋼	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-26	改造	-	●	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	◎	◎	内部溢水対策で設置	
		内壁1-65	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	-	-	
		内壁1-66	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	-	-	
内壁1-67	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	-	-			

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(20/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四		六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽					
																									四	六	八	九
1階	内壁・内部扉	内壁1-68	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	◎	-				
		内壁1-69	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	◎	-		
		内壁1-70	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	○	-		
		内壁1-71	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画区域	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	○	-		
					扉(扉:1-m)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	○	-		
		内壁1-72	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-		
					扉(扉:1-n)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	○	-		
		内壁1-73	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	○	-	○	-	○	-		
					扉(扉:1-l)	鉄	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	○	-	○	-	○	-	管理区域境界扉	
		内壁1-74	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	
		内壁1-75	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	○	-	○	-		
					扉(扉:1-f)	鉄	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	◎	◎	○	-	○	-
		内壁1-76	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	◎	◎	○	-	○	-	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界 管理区域境界扉
扉(扉:1-g)	鉄				図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	◎	◎	○	-	○	-	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界 管理区域境界扉	
内壁1-77	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	◎	◎	○	-	○	-	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界 管理区域境界扉		
内壁1-78	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	◎	◎	○	-	○	-	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界 管理区域境界扉		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (21/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考						
									条	耐	耐	耐	八	八	八	八	九	十	十	十	十	十二		二十					
									臨	震	震	震	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮						
									界	1	2	裕	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
									界	次	次	度	F	F	山	火	火	入	込	込	火								
									①	②	①	②	①	②															
1階	内壁・内部扉	内壁1-79	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-				
					扉(扉:1-k)				鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
		内壁1-80	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨 せっこうボード壁	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし	
					鉄筋コンクリート造壁				鉄筋 コンクリート	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-
内壁1-81	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-	-			
			扉(扉:1-7)				鉄(特定防火設備)	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
内壁1-82	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨 せっこうボード壁	図ハ-II-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし		
			鉄筋コンクリート造壁				鉄筋 コンクリート	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	-
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-1	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	○	-	-		
					鉄筋コンクリート造壁				鉄筋 コンクリート	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	-	-	-	-
		内壁M2-3	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし
					扉(扉:2-u)				鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		内壁M2-4	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	-	
					扉(扉:2-t)				鉄(特定防火設備)	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-
		内壁M2-5	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	-	
軽量鉄骨下地	軽量鉄骨 せっこうボード壁				図ハ-II-2				工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
内壁M2-6	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-		◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-		
			扉(扉:2-s)		鉄			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内壁M2-7	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-				

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (22/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	込	込	火					
									①	次	次	度	1	3				①	②	災						
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-8	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-		
		内壁 M2-9	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-10	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-	
		内壁 M2-11	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-	
					扉 (扉:2-ス)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
		内壁 M2-12	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-
		内壁 M2-13	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	-
		内壁 M2-14	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	○	-	
		内壁 M2-15	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁 M2-16	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	-	○	-
内壁 M2-17	図ハ-1-3、図ハ-1-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	-	○	-		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (23/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考					
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火							
1001	中2階	内壁・内部扉	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	○	-			
					扉 (扉:2-j)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	○	○	管理区域境界扉			
				火災区画境界	扉 (扉:2-q)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	○	-
				-	扉 (扉:2-r)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	
					防火区画壁	軽量鉄骨 強化せっこうボード	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	○	○	防火区画の改造のため窓を防火区画壁で閉止する。				
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	-	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	-	-	
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	○	-	
					扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	○	-	
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉 (扉:2-n)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	-	-	
					扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	○	-	-	-	○	-	
			図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (24/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考					
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火	水	蔽					
									①	次	次	度	1	3	山	災	災	①	②	災								
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-			
		内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-	
		内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	
		内壁 M2-30	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	○	-	
		内壁 M2-31	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:2-t)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	-	
		内壁 M2-32	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-	
		内壁 M2-33	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	
		内壁 M2-34	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-	
		内壁 M2-35	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-	
		内壁 M2-36	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:2-シ)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁 M2-37	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:2-シ)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	-	-	○	-	○	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界
										図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (25/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-38	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	-	-	○	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界			
					せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	○	管理区域境界扉				
		内壁 M2-39	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁 M2-40	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁 M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	-	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	-	-	◎	-
		内壁 M2-42	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	-	◎	-	◎	-	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁 M2-43	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
内壁 M2-44	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
内壁 M2-45	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
内壁 M2-46	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	防火区画の改造（開口部のモルタル閉止）を含む			
			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-1-3 8 図ハ-2-1-3-2 1	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	防火区画の改造（開口部のモルタル閉止）を含む		
内壁 M2-47	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
			せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (26/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火	水	蔽			
										◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎			
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-48	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-		
		内壁 M2-49	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁 M2-50	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁 M2-51	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-52	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-53	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-54	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2 図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	防火区画の改造(開口部のモルタル閉止)を含む	
		内壁 M2-55	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-56	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-57㊟	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	-	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁 M2-57㊿	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置 図 中2階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (27/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									界	1	2	裕	F	F	山	火	火	侵	込	込	火	水	蔽				
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②					
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-57③	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	—	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	◎	—			
		内壁M2-58	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	—	—	—	◎	—	◎	—			
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
					扉(扉:2-ア)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
					扉(扉:2-ル)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁2-2	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
					自動扉(扉:2-テ)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
					図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	—	○	火災区域細分化のため、強化せっこうボード貼りの改造(防火性能追加)					
	内壁2-3	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	扉の窓を \square 以上の鋼板で閉止(防火性能追加)			
				扉(扉:2-L) (既設溢水対策3)	鉄	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—			
				扉(扉:2-a)(既設溢水対策4)	鉄	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	◎	◎	◎	○	内部溢水対策で設置	
	堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	◎	○	内部溢水対策で設置			
	内壁2-4	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	—	○	火災区域細分化のため、強化せっこうボード貼りの改造(防火性能追加)				
				扉(扉:2-b)(既設溢水対策5)	鉄	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—			
堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	○	◎	◎	○	内部溢水対策で設置				

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (28/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽		
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火	水	蔽		
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②			
2階	内壁・内部扉	内壁2-5	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
		内壁2-6	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	火災区域細分化のため、強化 せっこうボード貼りの改造 (防火性能追加)	
					防火板 (2-h6)	鋼	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	火災区域細分化のため、開口 部に防火板を設置	
		堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策 26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置	
		内壁2-7	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:2-f)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁2-8	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:2-g)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁2-9	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:2-h)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁2-10	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:2-i)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁2-11	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:2-j)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
内壁2-12	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	火災区域細分化のため、強化 せっこうボード貼りの改造 (防火性能追加)			
			扉 (扉:2-k)	鉄	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	扉の窓を \square 以上の鋼板で 閉止 (防火性能追加)			
堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策 26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置			

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (29/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火					
										①	次	次	度	1	3		災	入	め	め	災						
2階	内壁・内部扉	堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策8)	鋼		図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-30	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	○	内部溢水対策で設置	
		内壁2-13	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、強化せっこうボード貼りの改造(防火性能追加)
					せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																					
		内壁2-14	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、開口部に防火板を設置
					防火板(2-h5)	鋼																					
		堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置
		内壁2-15	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、強化せっこうボード貼りの改造(防火性能追加)
					せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																					
		内壁2-16	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	扉の窓を \square 以上の鋼板で閉止(防火性能追加)
					せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																					
		内壁2-16	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、開口部に防火板を設置
					せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																					
		内壁2-16	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、開口部に防火板を設置
					せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																					
内壁2-16	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	○	○	火災区域細分化のため、開口部に防火板を設置		
			せっこうボード壁	せっこうボード強化せっこうボード																							
堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策26)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置		
堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰(溢水対策10)	鋼	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-32	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策で設置		
内壁2-17	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
			せっこうボード壁	せっこうボード																							
			扉(扉:2-n)	鉄																							
内壁2-17	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	扉(扉:2-n)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
			扉(扉:2-7)	鉄																							

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (30/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考					
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
								臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
								界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火	水	蔽						
								①	次	次	度	1	3	山	災	災	入	①	②	災								
2階	内壁・内部扉	内壁2-18	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁2-19	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁2-20	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					せっこうボード壁	せっこうボード			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		内壁2-21	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-			
		内壁2-22	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-			
					扉 (扉:2-チ)	鉄 (特定防火設備)			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-
		内壁2-23	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-			
					防火板 (2-h2) (閉止部)	鋼			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	
					防火板 (2-h3)	鋼			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	火災等による損傷の防止の対策のため設置
		内壁2-24	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-			
内壁2-25	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	-					
			扉 (扉:2-カ)	鉄 (特定防火設備)			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-		
内壁2-26	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-3	工事なし	◎	○	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	○	-	◎	-					

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (31/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽		
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火	水	蔽		
									①	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災				
2階	内壁・内部扉	内壁2-27	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	○	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁2-28	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁2-29	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁2-30	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-
		内壁2-31	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁2-32	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	境界位置 臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	
		内壁2-33	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁 扉(扉:2-3)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄	図ハ-II-3	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁2-34	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:2-カ)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-
		内壁2-35	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-
		内壁2-36	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-
		内壁2-37	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:2-7)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-
		内壁2-38	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (32/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考																							
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮																						
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽																							
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火																									
										①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②																								
2階	内壁・内部扉	内壁2-39	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-																					
		内壁2-40	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-																					
		内壁2-41	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-																					
		内壁2-42	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-																				
																												扉 (扉:2-ナ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
																												扉 (扉:2-ム)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
		内壁2-43	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	◎	-																			
																													扉 (扉:2-リ)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○
		内壁2-44	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	-																			
		内壁2-45	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-																				
		内壁2-46	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	-																				
		内壁2-47	欠番																																												
		内壁2-48	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし	◎	○	-	-	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	-																				
内壁2-49	欠番																																														

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (33/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									界	1	2	裕	F	F	山	災	入	込	込	火							
									①	次	次	度	1	3				①	②	災							
2階	内壁・内部扉	内壁2-50	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	○	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	-			
		内壁2-51①	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-			
		内壁2-51②	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
					扉(扉:2-2)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
					防火シャッター(扉:2-1)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		内壁2-51③	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置 図 2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
					扉(扉:2-2)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
					防火シャッター(扉:2-1)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	◎	○	第2フィルタ室への溢水防止
				内壁3-2	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	
							扉(扉:3-L)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
				内壁3-3	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
扉(扉:3-q)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
扉(扉:3-1)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
扉(扉:3-k)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
扉(扉:3-h)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし						
内壁3-4	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (34/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考					
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽					
										①	次	次	度	1	3				①	②	災								
3階	内壁・内部扉	内壁3-5	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-				
					扉(扉:3-f)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-				
		内壁3-6	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	○	第2フィルタ室への溢水防止	
					扉(扉:3-a)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-				
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰(溢水対策21)	鋼		図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-43	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策(第2フィルタ室への溢水防止)で設置			
		内壁3-7	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-		
					扉(扉:3-b)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
		内壁3-8	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物は外壁3-13又は3-15と合わせて防護
					扉(扉:3-c)(既設溢水対策6)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	PAT	○	-	
					扉(扉:3-d)(既設溢水対策7)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	PAT	○	-	
					内壁3-9	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照		-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁3-10	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉(扉:3-n)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁3-11	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉(扉:3-g)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉(扉:3-h)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉(扉:3-7)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁3-11	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	扉(扉:3-o)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (35/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽			
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②				
3階	内壁・内部扉	堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰(溢水対策28)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置		
		内壁3-12	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-II-4 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	火災区域細分化のため、強化せっこうボード貼りの改造(防火性能追加)		
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰(溢水対策27)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置		
		内壁3-13	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	溢水防護区画	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉(扉:3-j) (溢水対策19)	鉄	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-41 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ PAT	○	内部溢水対策で改造		
					扉(扉:3-l)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉(扉:3-m)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰(溢水対策28)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置		
		内壁3-14	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁3-15	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰(溢水対策28)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置		
		内壁3-16	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	◎	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
		内壁3-17	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	-		
		内壁3-18	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		内壁3-19	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
					扉(扉:3-n)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (36/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽			
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②				
3階	内壁・内部扉	内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
					扉 (扉:3-l)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
					扉 (扉:3-r)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉 (扉:3-c)	鉄			図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
					扉 (扉:3-n)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード	-	-	図ハ-II-4	改造	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	火災区域細分化のため、強化 せっこうボード貼りの改造 (防火性能追加)
					堰	鋼			図ハ-2-1-3-2 1	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
					図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 6	改造			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置		
		内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-
図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 6	改造				-	○			-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置				
内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
			図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 6	改造			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置				
内壁3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
			図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 6	改造			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置				
内壁3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
			図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 6	改造			-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎ ⁽⁴⁾	○	内部溢水対策で設置				

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (37/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	蔽			
										①	次	次	度	1	3				入	め	め	災					
3階	内壁・内部扉	内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋	鉄筋	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
					コンクリート	コンクリート		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
		扉(扉:3-3)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-8	工事なし	-		○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-					
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-		
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
		内壁3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		
		内壁3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
		内壁3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-		
		内壁3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
					扉(扉:3-p)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内壁3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
					扉(扉:3-7)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		内壁3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
					扉(扉:3-6)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		
内壁3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-					
			扉(扉:3-6)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-					
内壁3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-					
			扉(扉:3-6)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	◎	-	-	◎	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-					

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (38/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮	
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽		
									界	1	2	裕	F	F	火	火	侵	込	込	火	水	蔽			
3階	内壁・内部扉	内壁3-39	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	
					扉 (扉:3-カ)	鉄 (特定防火設備)			○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
					扉 (扉:3-ノ)	鉄 (特定防火設備)			○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		内壁3-40	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	
		内壁3-41	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード 下壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策28)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	◎ ⁽⁴⁾	◎	内部溢水対策で設置
		内壁3-42	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	竜巻飛来物は外壁3-6と合わせて防護
		内壁3-43	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	竜巻飛来物は外壁3-6と合わせて防護
		内壁3-44	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	竜巻飛来物は外壁3-6と合わせて防護
		内壁3-45	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	試料保管棚防護壁 No.1	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9	新設	-	●	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	◎
内壁3-46	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	-	試料保管棚防護壁 No.2	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9	新設	-	●	-	-	○	◎	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	◎	竜巻対策で第2開発室に試料保管棚防護壁 No.2を設置	
4階	内壁・内部扉	内壁4-1	図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	内部溢水対策 (下階への溢水防止)	
					扉 (扉:4-ニ) (既設溢水対策8)	鉄 (特定防火設備)			○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	◎	◎	○	PAT	内部溢水対策 (下階への溢水防止)		
		内壁4-2	図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	内部溢水対策 (下階への溢水防止)	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (39/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考												
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮											
									臨	震	震	震	巻	巻	火	火	空	法	じ	じ	部	水	蔽												
									界	1	2	裕	F	F	山	災	災	入	込	込	火	水	障												
									①	次	次	度	1	3				①	②	災		障													
4	内	壁	内	壁	4-3	図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	◎	◎	◎	○	-	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-											
										図ハ-2-1-4-5	工事なし	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-									
4	内	壁	内	壁	4-4	図ハ-1-8 第2加工棟 部位位置 図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	火災区画境界 溢水防護区画	◎	◎	◎	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	内部溢水対策(下階への溢水 防止)											
										図ハ-2-1-1-4-6参照	工事なし	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
1	床	S1-1	S1-1	S1-1	S1-1	図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	○	-											
										図ハ-2-1-1-4-6参照	工事なし	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
										図ハ-2-1-1-4-6参照	工事なし	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
										図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
										図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
										図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
										図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
										図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	工事なし	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
										図ハ-2-1-1-4-6参照	工事なし	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
										図ハ-2-1-1-4-6参照	改造	●	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
グ	レ	ー	チ	ン	グ	図ハ-2-1-1-4-6参照	グレーチング (溢水対策2)	鋼	溢水防護区画	◎	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
										図ハ-2-1-3-2-3	改造	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
グ	レ	ー	チ	ン	グ	図ハ-2-1-1-4-6参照	グレーチング (パンチング メタル)(溢水 対策5-1、5-2)	鋼	溢水防護区画	◎	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎									
										図ハ-2-1-3-2-4	改造	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
グ	レ	ー	チ	ン	グ	図ハ-2-1-1-4-6参照	グレーチング (パンチング メタル)(溢水 対策5-1、5-2)	鋼	溢水防護区画	◎	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎									
										図ハ-2-1-3-2-7	改造	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
グ	レ	ー	チ	ン	グ	図ハ-2-1-1-4-6参照	グレーチング (パンチング メタル)(溢水 対策5-1、5-2)	鋼	溢水防護区画	◎	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎									
										図ハ-2-1-3-2-8	改造	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (40/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
										界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火						
										①	次	次	度	1	3				入	め	め	災						
1階	床	S1-7	図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-1-9 図ハ-2-1-2-2	工事なし	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	○	-		
		S1-8	図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-9 図ハ-2-1-2-2	工事なし	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	○	-	
		S1-9	図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-9 図ハ-2-1-2-2	工事なし	-	◎	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	
		S1-10	図ハ-1-9 第2加工棟 部位位置 図 1階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-9 図ハ-2-1-2-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
中2階	床	S中2-1①	図ハ-1-10 第2加工棟 部位位置 図 中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-1-10 図ハ-2-1-2-3	工事なし	-	◎	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	-	◎	◎	◎	-		
		S中2-1②	図ハ-1-10 第2加工棟 部位位置 図 中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-10 図ハ-2-1-2-3	工事なし	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	◎	-	
2階	床	S2-1	図ハ-1-11 第2加工棟 部位位置 図 2階スラブ参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-1-11 図ハ-2-1-2-4	工事なし	◎	◎	-	-	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	
		S2-2①	図ハ-1-11 第2加工棟 部位位置 図 2階スラブ参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-11 図ハ-2-1-2-4	工事なし	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
				管理区域境界 火災区画境界	防火板 (2-h1)	鋼		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	
		堰	図ハ-2-1-1-48参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策12)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	◎	防火区画の改造のため
					堰 (溢水対策13)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-34	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎
		S2-2②	図ハ-1-11 第2加工棟 部位位置 図 2階スラブ参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-11 図ハ-2-1-2-4	工事なし	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	◎	-
					溢水防護区画	堰 (溢水対策12)		鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-34	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎
		S2-2③	図ハ-1-11 第2加工棟 部位位置 図 2階スラブ参照	臨界隔離壁 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-1-11 図ハ-2-1-2-4	工事なし	◎	◎	-	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	-	◎	-	◎	-
不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	水平シャッター (扉:2-7)				鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	◎	◎	-	◎	-	○	-		
S2-3	図ハ-1-11 第2加工棟 部位位置 図 2階スラブ参照	不法侵入境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-1-11 図ハ-2-1-2-4	工事なし	-	○	-	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	-	-	○	-	○	-			

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (41/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四		六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考		
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽			
3階	床	S3-1	図ハ-I-12 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-12 図ハ-2-1-2-5	工事なし	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	-	
		堰	図ハ-2-1-1-49参照	溢水防護区画	堰 (溢水対策18)	鋼	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-39 図ハ-2-1-3-40	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	◎ ⁽⁴⁾	◎	◎	○	内部溢水対策で設置
		S3-2	図ハ-I-12 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-12 図ハ-2-1-2-5	工事なし	-	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
		S3-3	図ハ-I-12 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-12 図ハ-2-1-2-5	工事なし	-	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
4階	4FL床スラブ	SA-1①	図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-13 図ハ-2-1-2-6	工事なし	-	◎	○	○	◎	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下階への溢水防止
		SA-1②	図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-13 図ハ-2-1-2-6	工事なし	-	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	4FL屋根スラブ	SA-2	図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-13 図ハ-2-1-2-6	工事なし	-	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
		SA-3	図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-13 図ハ-2-1-2-6	工事なし	-	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
R階	RFL屋根スラブ	SR-1①	図ハ-I-14 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-14 図ハ-2-1-2-7	工事なし	-	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
		SR-1②	図ハ-I-14 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-14 図ハ-2-1-2-7	工事なし	-	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
		SR-2	図ハ-I-14 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	F1竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-14 図ハ-2-1-2-7	工事なし	-	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
		P-2	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	
		P-3	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層 (鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (42/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮		
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	①	②	火					
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	-	-		
		P-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	-	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能なし	
		P-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	-	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能なし	
		P-7	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	-	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能なし	
		P-8	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	-	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安全機能なし	
		P-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	基礎ばり側面(鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工 事 な し	-	◎	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	基礎ばり側面(鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工 事 な し	-	◎	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	基礎ばり側面(鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工 事 な し	-	◎	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		P-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	基礎ばり側面(鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工 事 な し	-	◎	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		ピット部床	SP-1	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	防水層(鉄筋コンクリート+鉄板 PL-6)	鉄筋 コンクリート 鉄板	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工 事 な し	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-
			SP-2	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ (地下貯槽ピット) 参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	基礎スラブ上面(鉄筋コンクリート)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工 事 な し	-	◎	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(43/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	備考						
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		十	十				
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	二						
									界	1	2	裕	F	F	火	外	空	侵	込	込	内	二	二					
										次	次	度	1	3	山	火	災	入	め	め	部	二	二					
階段	1階~中2階	階段1	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-				
		階段2	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-				
		階段3	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-				
		階段4	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-				
		2階~3階	階段5	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-			
			階段6	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-			
			階段7	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-			
			階段8	図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面図参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-15	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	-			
		1階~中2階	階段9	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-9	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	◎	◎	-	-	○	-	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界		
		1階~2階	階段10	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-9	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		1階~中2階	階段11	図ハ-I-10 第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	-	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	◎	○	-			
		3階~4階	階段12	図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	図ハ-I-13	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-			
		1階~4階	階段13	図ハ-I-9~図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 1階~4階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート	-	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし		

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(44/44)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六	八				九	十	十	十一	十二	二十二	備考		
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条
(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_bはa通りとb通りの間) を示す。 (2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。 (3) 臨界等の各要求事項に記載する符号 (◎、○、●、-) の凡例は添2表1-3-2に示す。 (4) 加工施設技術基準第十条七号の閉じ込めの要求事項を兼ねる。																							
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽
									図ハ-2-1-1-1 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界安全管理上の領域	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 第2加工棟工事概要図 地震による損傷の防止	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 第2加工棟工事概要図 地震による損傷の防止		図ハ-2-1-1-11~図ハ-2-1-1-17 第2加工棟工事概略図 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ハ-1-1-1-11~図ハ-1-1-1-17 第2加工棟工事概略図 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ハ-2-1-1-24~図ハ-2-1-1-28 第2加工棟工事概要図 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止	図ハ-2-1-1-5-2~図ハ-2-1-1-5-5 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設との位置関係等 図ハ-2-1-1-18~図ハ-2-1-1-23 第2加工棟工事概要図 外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止		図ハ-2-1-1-5-4~図ハ-2-1-1-6-1 第2加工棟工事概要図 人の不法な侵入の防止	図ハ-2-1-5-7 第2加工棟 管理区域区分	図ハ-2-1-5-7 第2加工棟 管理区域区分	図ハ-2-1-1-46~図ハ-2-1-1-5-3 第2加工棟工事概要図 溢水による損傷の防止 図ハ-2-1-5-7 第2加工棟 管理区域区分	図ハ-2-1-5-1 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等	

添2表1-3-2 第2加工棟の各部位が有する安全機能の凡例

臨界防止	◎	臨界隔離壁である。 数値は必要厚さを示す。
耐震 一次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて一次地震力が作用した場合においても、建物全体が弾性範囲内に留まるため、当該部位についても損傷せず、安全機能を維持する。
	●	第2加工棟に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 二次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて二次地震力が作用した場合においても、建物全体に十分な保有水平耐力を確保し、大きな変形を抑制（層間変形角1/200以下）していることから、当該部位の損傷の程度は小さく、耐震性以外の安全機能を維持する。
	●	第2加工棟に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 さらなる安全裕度	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えてSクラスで考慮する程度の地震力が作用した場合においても、建物が終局に至らず、当該部位の安全機能は喪失しない。
竜巻 F1	◎	耐F1竜巻性を有しており、F1竜巻評価の対象となる。 竜巻対策屏の「骨組」の記載は、竜巻対策屏及び竜巻防護柵など骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF1竜巻の影響が及ばず、F1竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
竜巻 F3	◎	耐F3竜巻性を有しており、F3竜巻評価の対象となる。 竜巻対策屏の「骨組」の記載は、竜巻対策屏及び竜巻防護柵など骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF3竜巻の影響が及ばず、F3竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
積雪／降下火砕物	◎	積雪、降下火砕物に対する安全機能を有している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	積雪、降下火砕物に対する安全機能は有していないが、当該部位には積雪、降下火砕物による影響が及ばず、積雪、降下火砕物に対する安全機能以外の安全機能を維持する。
外部火災（爆発含む）	◎	外部火災に対する安全機能を有している。
	◎ 爆	外部火災に対する安全機能を有している。（南面の爆発対策の増し打ち等を行う）
	○	当該部位に外部火災の熱影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
航空機落下火災	◎	航空機落下火災発生時の損傷防止機能を有している。
	○	航空機落下火災が発生しても、当該部位には航空機落下火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
不法侵入	◎	不法侵入の防止機能を有している。
閉じ込め①	◎	管理区域境界として閉じ込め機能を有している。
閉じ込め②	◎	第1種管理区域の室内を負圧状態に維持する機能を有していること。
内部火災	◎	内部火災発生時に延焼防止機能を有している。 数値は耐火時間に必要な厚さを示す。
	○	内部火災が発生しても、当該部位は損傷せず、その他の安全機能を維持する。
溢水	◎	溢水防護区画（第1種管理区域）外及び第2集合体保管室内への溢水の漏えい防止機能を有している。 PATはパーフェクトエアタイト、パッキンはパッキンを有することを示しており、それぞれ水の流出入がないものとする。堰の数値は漏えい防止に必要な高さを示す。
遮蔽	◎	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮している壁、床又は屋根 数値は遮蔽モデルに考慮した厚さを示す。
	○	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁、扉、床又は屋根
共通	—	安全機能を期待しない又は有していない。

添2表1-3-3 第5廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能⁽¹⁾

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十一	十二	二十	備考								
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮							
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽							
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火									
									界	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災									
									界	①	②		①	②																
1階	壁・扉	北側	屋内と外部	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-						
					可動ガラリ (SG-1)	鉄 (特定防火設備)	図ト-4-1-3 図ト-4-1-9	新設	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-				
	東側	屋内と外部	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	○	○	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-					
				扉 (SD-1)	鉄 (特定防火設備)	図ト-4-1-7 図ト-4-1-9 図ト-4-1-11 図ト-4-1-12	新設	-	○	-	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
	南側	屋内と外部	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
				可動ガラリ (SG-1)	鉄 (特定防火設備)	図ト-4-1-3 図ト-4-1-9	新設	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
	西側	屋内と外部	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
				鉄筋コンクリート造屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
屋根	-	屋内と外部	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-						
床	-	の床	F1 竜巻防護境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造マットスラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-6	新設	-	◎	-	-	○	-	○	-	○	-	◎	-	◎	-	◎	-			ピット部においては基礎厚さとする。				

(1) 臨界等の要求事項に対する符号 (◎、○、-) の凡例は添2表1-3-4に示す。